

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 背景・経緯	1
(2) 設置の必要性・趣旨	4
(3) 養成する人材像	5
(4) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し	6
(5) 教育・研究上の目的及びマヒドン大学教員との共有方法	8
(6) 研究対象とする中心的な学問分野	8
2. 専攻の特色	9
(1) 国際連携専攻の特色	9
(2) 本専攻が両大学及び両国にもたらすメリット	10
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	11
(1) 専攻の名称	11
(2) 学位の名称	11
(3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	12
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	12
(1) 教育課程の編成の考え方（カリキュラム・ポリシー）	12
(2) 教育課程の編成の特色	15
(3) 授業科目等の概要	16
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	20
(1) 教員組織編成の考え方	20
(2) 教員配置計画	21
(3) 連携外国大学との調整を行う専任教員	21
(4) 本専攻の長の専任方法	22
6. 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件	22
(1) 教育方法	22
(2) 履修指導方法	23
(3) 遠隔指導を可能にする環境	23
(4) 成績評価基準	24
(5) 修了要件	26

(6) 臨床・研究指導方法	29
(7) 学位論文審査体制	30
(8) 研究倫理審査体制	31
7. 施設、設備等の整備計画	32
(1) 東京医科歯科大学	32
(2) マヒドン大学	34
8. 既設の専攻との関係	35
9. 入学者選抜の概要	35
(1) アドミッション・ポリシー	35
(2) 入学選抜の概要	36
(3) 入試運営体制	38
(4) 周知方法等	38
10. 管理運営	39
(1) 学部長会議	39
(2) プログラム運営委員会	39
(3) 事務組織	40
11. 自己点検・評価	40
(1) 全学的実施体制	40
(2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価	41
12. 連携外国大学について	42
13. 協議及び協定について	42
(1) 合同の委員会における協議	42
(2) 主・副指導教員間における協議	43
(3) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き	43
(4) 協定書の締結者等	43
14. 学生への経済的支援に関する取組	43
15. 情報の公表	44
(1) 東京医科歯科大学	44
(2) マヒドン大学	47
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	50

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景・経緯

タイ王国を含む ASEAN 地域では、近年急速な経済発展に伴い高齢化が進んでいる。これは、我が国の超高齢社会への推移に追随するものと言われ、特にタイ王国において顕著であるとされる。近年の急速な高齢化は、タイ国民の疾病構造に変化をもたらし、がんや生活習慣病の増加といった問題の解決が求められている。特にがん治療のように集学的治療（外科療法（手術）、化学療法（抗がん剤）、放射線療法、免疫療法等、様々な治療方法を組み合わせて行う治療）を必要とする分野においては、広範な知識と強いリーダーシップを兼ね備えた高度専門医療人材を育成していくことが必要である。

本学は、1928年に官立歯科教育機関として日本で最初に設置された歯学部を持ち、また国立大学で初めて4年制の保健衛生学科を設立するなど、常に我が国の医歯学教育・研究のパイオニアとなってきた。現在は2大学院研究科、2学部、2附置研究所、2附属病院、及び教養部を擁し、大学院学生約1,550人（うち外国人留学生約300人）、学部学生約1,500人（うち外国人留学生20人）が在籍する日本で唯一の医療系総合大学院大学である。

本学は、「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」という基本理念のもと、広く人々や社会貢献することを目指し、卓越した医療人・研究者の養成に努めてきた。そのことを踏まえ、第3期中期目標である「グローバル化に関する目標」達成のために、本学の特色・強みである医学・歯学教育の国際化を推進し、本学のカリキュラムを学んだ国内外で活躍するグローバル人材のネットワークを構築・拡充することにより、健康長寿社会の実現のための世界的教育拠点形成を目指している。これは、本学が継続的に取り組んで構築してきた医学・歯学・教養教育改革によるコンピテンシー基盤型教育（卓越した業績を創出しうるような能力（コンピテンシー）を身につけることに焦点を当てた教育）や、時代の変化に常に対応しうる高度専門医療人材を養成するための臨床と基礎を融合させた医歯工連携大学院教育を海外に発信し、浸透させていくことを目指すものである。

また、本学大学院は、我が国が抱える医療現場での諸課題等に対する医療人材養成の取組みの一つである「未来がん医療プロフェッショナル養成プラン」の拠点校であり、がんに対する高度専門医療人材の養成のノウハウも十分に備えている。本学附属病院は低侵襲医学研究センターを有し、当該分野における高度な

技術及び最新の設備・機器についての指導體制も充実している。このような本学の高い水準は、THE (Times Higher Education) 世界大学ランキングの「世界最高の小規模大学ランキング」において日本第 1 位に選出されていることから明らかであり、とりわけ本学の教育リソースの充実度は高く評価されている。また、本学は 2013 年度文部科学省「研究大学強化促進事業」に採択され、全学体制の「東京医科歯科大学リサーチ・ユニバーシティ (RU) 推進機構」を設置し、学部や附置研究所とともに医歯工連携研究・教育を推進している。

マヒドン大学は、1888 年にタイ王国において初めて設立されたシリラート病院を前身とする、タイ王国内で最も歴史のある国内トップレベルの国立大学である。タイ王国の首都バンコクに本部を持ち、6 キャンパス、17 学部、6 カレッジ、8 研究所を擁し、約 3 万人の学生が在籍する総合大学であるが、医学部を源流とする大学であることが特徴であり、シリラート病院医学部、ラマチボディ病院医学部、熱帯医学部という 3 医学部、5 大学病院を有している。(このうち、シリラート病院医学部、ラマチボディ病院医学部には医師養成課程が設置されている。) 特にシリラート病院医学部は、これまで多くの保健大臣や教育大臣を輩出するなど、タイ王国の医学界、教育界において中心的役割を担ってきた。また、第一次医療から第三次医療まであらゆる医療ニーズに対応できる病院であるとともに、第三次医療の中心的病院としての役割を担っており、教員約 1,000 人、学生約 4,200 人、病床約 2,200 床、手術室 64 室を有し、外来患者数約 310 万人/年、入院患者数約 86,000 人/年を受け入れている。さらに現在も大規模な病棟の新築も行っており、症例数やスタッフ等の数は日本の主要病院と比べても非常に大きい。また、タイ王国におけるがん治療の中核病院としての機能も担っており、特に首都バンコクにおいてはがんの健診システムも整備される中、シリラート病院はその中心的な役割を果たしてきている。

シリラート病院医学部は、その大規模な病院及び関連病院のネットワークを活かし、がんはもとより他の疾患についても大規模な臨床研究を展開している。近年は幹細胞による治療研究やシステム薬理学研究等、新たな研究を進展させており、研究志向の医師が研究を継続し発展させていくことができる環境が整備されている。さらに、タイ王国の健康保険制度に基づく病棟だけではなく、私費治療の患者のための病棟も有し、タイ王国政府が掲げる「アジアメディカルハ

ブ構想」¹を牽引している。

本学とシリラート病院医学部との交流は、日本政府（文部省）奨学金留学生として本学医学部を卒業した医師が、タイ王国へ帰国後シリラート病院外科学教室の教員となったことをきっかけとして1990年に始まった。これを契機に、シリラート病院の外科医師が本学大学院外科学講座に入学し、博士号を取得するようになった。その後、本学医学部人体病理学分野との学術交流も開始され、本学から病理医、消化器内視鏡専門医や低侵襲手術を専門とする外科医らが、講習のためにマヒドン大学へ派遣されるようになった。2015年には本学低侵襲医学研究センターが、1ヶ月から1年程度の短期・長期の研修による受け入れを開始し、シリラート病院の外科系分野からは、これまでに20名ほどの若手研究者や若手医師を受け入れている。また、本学臨床解剖学分野でもシリラート病院外科学教室での本学教員による臨床解剖学の講義や、シリラート病院医学部からの大学院生の受け入れが行われるようになるなどの学術交流が開始された。

本学医学部とマヒドン大学シリラート病院医学部は、2013年に学術交流協定及び学生交流協定を締結し、学部間交流を開始した。2016年には、全学的な交流を深める目的で、本学とマヒドン大学との間に大学間交流協定を締結した。近年は、両大学の学長が互いの大学を訪問するなど、より緊密な親交を深めている。2017年にはシリラート病院医学部内に、テレビ会議システム等を導入した本学のサテライトオフィス「TMDU-MU Partnership Siriraj Office」を開設し、学術交流及びE-learning教育を活性化するための準備を整えているだけでなく、本国際連携専攻の開設の準備及び運営のため、本学内にマヒドン大学のサテライトオフィスを開設することについても準備を開始している。さらに、本学医科同窓会とシリラート病院医学部同窓会との相互の交流も始まっている。

本学とマヒドン大学との協力関係はこのように一層強固なものとなっており、両国の課題を解決できる高度専門医療人材の育成のために、両大学のリソースを活かした本専攻を開設するに至った。

¹ アジアメディカルハブ構想とは、タイ王国政府が進める、タイ王国がアジアの医療の中心的役割を担うことを目指す政策である。医療投資を誘致し、医療系の人的資源の開発・成長を促進させるというものである。

(2) 設置の必要性・趣旨

我が国は 1970 年から高齢化の問題を抱え、2010 年に超高齢社会へと突入した。急速な超高齢化に伴い、日本の疾病構造は感染症から生活習慣病へと変化しており、生活習慣病は死亡割合の約 6 割を占めている。生活習慣病の中でも、悪性新生物（がん）が半数程度を占めており、死亡率の推移も右肩上がりとなっている。このような状況の中、がん治療のような集学的治療に携わる専門家、特にそのリーダーとなる高度医療人のさらなる育成が求められている。またグローバル化による「モノ」や「ヒト」の流入とともに、海外との距離が縮まり、医療ニーズの多様化に対応しうる国際性豊かな高度専門医療人材の育成も求められている。

一方、ASEAN 地域においても、高齢化社会へ突入し、がんを含む生活習慣病患者が増加するなど、疾病構造が先進国並みに変化してきている。これに伴い、がんや低侵襲医療分野で働く外科系専門分野の指導的医師の需要が高まっている。しかしながら、ASEAN 地域では外科系専門分野の研究を自立して行う人材及び指導的立場として臨床・研究をともに推進していくことのできる人材が不足している。また日本同様、医学・医療のグローバル化により、多様な医療情報、医療機器、医療技術等が、タイ王国及び ASEAN 地域に流入しているため、先端技術を取り入れるだけではなく、技術をそれらの国に見合った形に適合・改良していくための研究開発を行う人材が数多く必要となっている。

これらの問題の解決に向け、両国は国レベルでの取り組みを始めている。日本政府は、「成長戦略」として「国際医療展開推進事業」を掲げている。これは、長年にわたって培われてきた医療技術や健康維持のノウハウを海外の国々に展開することを目指し、「医療制度に関する日本の経験の移転」や「医療についての技術移転」を目指す事業等を実施するものである。また、日本政府とタイ王国政府は、医学・医療のグローバル化を積極的に推進するために、「医療協力に関するプレスリリース」（2015 年）を公表し、さらに「保健・医療分野における協力に関する覚書」（2017 年）の締結を行う等、両国の協力関係を強化していくことを確認している。

こうした国レベルの取り組みが行われている中、教育の現場で、国際的な協力のもと実践されている例は少ない。今回、本学とマヒドン大学が共同で運営するプログラムによって、双方の医療技術やノウハウの吸収、国際共同研究において様々な研究手法や国際性を身に着けることが可能となる。そのことが、両国ひい

ては世界の医療の発展に資する人材を養成することにつながる。また、本専攻の実施によりタイ王国政府の掲げる医療政策やアジアメディカルハブ構想の実現、そして我が国の国際的なプレゼンスの向上だけでなく、我が国とタイ王国のみならず ASEAN 地域との連携の強化に繋がるものと考えます。

(3) 養成する人材像

本専攻では、超高齢社会に対応した疾病、特にがん治療のような集学的治療に携わる、次のような高度医療人の養成を目指す。

1) がん治療に精通した外科学分野で活躍することのできる臨床医

両国の外科系専門分野において高度な診断技術及び低侵襲外科治療技術を学び、低侵襲医療を強力に推進することができる医師を養成する。また疾患の分布や背景の異なる両国の多くの症例を講義や演習を通じて学び、両国において多くの多様な症例に接する経験をもつことにより、臨床医としての研鑽を積み、医療の多様性への対応を実現できる。

2) 社会のニーズに即応しうる高度な研究能力を有する医科学者

研究手法や外科関連分野の講義・演習を通じて問題発見及び問題解決のための手法を学び、自ら研究を進めることによりリサーチマインドを醸成する。これにより、自立した研究者としての基盤を形成できるとともに、超高齢社会の課題である、がんに対応できる人材の育成を行う。さらに、本専攻で学位を取得後、研究成果を発展させ、国際共同研究を牽引するリーダーとなる医科学者を養成する。これにより日本及びタイ王国のみならず広く ASEAN 地域全体に波及することができる。

3) 我が国やタイ王国のみならず ASEAN 地域の医学・医療を牽引する指導者

背景の異なる両大学による多角的な視点を持った授業や研究指導を受けることにより、幅広い専門知識をもち、現在の医療の問題点を国際的視点から俯瞰することができる。そして、医学・医療分野の橋渡し研究や、将来必要となる医療政策の推進等、それぞれの国において指導的立場となり、その後の人材育成を推進することができる。

(4) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し

日本、及び ASEAN 地域では急速な社会の高齢化に伴い、日本のみならずタイ王国においても生活習慣病、特にがんが増加し、それによる医療ニーズの多様化に対応できる医師の養成は喫緊の課題である。本専攻は、特にがん治療に精通した外科分野で活躍し、我が国及びタイ王国、並びに ASEAN 地域の医学・医療を牽引できる研究能力を有した高度専門医療人材の育成を目的としている。本専攻が養成する人材は、修了後、その高い専門性を国内外の病院、教育・研究機関、行政・国際機関等において活かすことができ、本専攻が養成する人材（臨床医、医科学者、指導者）には、以下のような人材需要の見通しが考えられる。

1) がん治療に精通した外科系専門分野で活躍することのできる臨床医

臨床研究は多様な専門家のチームで行われることから、学生が専門とする外科系専門分野だけでなく関連する他分野・他大学院との共同により実際の臨床研究の場を利用した教育の推進が望まれている。本専攻により養成される、がん治療に精通した特に低侵襲医療技術を修得した外科医は、がん患者が多く集まるがんセンター等の専門的な中核病院、教育病院、大学病院等で需要が高いものと判断される。

2) 社会のニーズに即応しうる高度な研究能力を有する医科学者

生命科学や医療技術等、科学技術の目覚ましい進歩の成果を生涯にわたって学び、常に自らの知識や技術を磨き続けることは、医科学者における基本的な姿勢であるが、特に「がん」のような集学的治療を必要とする分野において、患者や疾患の分析から病因や病態を解明できる高度な研究能力を有する医科学者が、自国のみならず国際的な問題意識を持ってがん治療における技術改革やシステム改革を進めていくことが求められている。本専攻により養成される高度な研究能力を有する医科学者は、大学だけでなく中核病院など、若手医師の指導の場では常に必要とされアカデミックな領域で国際的に幅広く活躍することが社会から期待されている。

3) 我が国やタイ王国のみならず ASEAN 地域の医学・医療を牽引する指導者

医療のグローバル化に伴い、最新の医療器具や手術法の修得のためのトレーニングコース、国際学会が世界中で数多く開催されるようになったこ

とにより、医師が自国以外で医療技術を学ぶ研修の機会が増加している。このため、国際社会でリーダーシップを発揮できる専門性の高い医療人材の養成が求められており、専門的知識を活用・応用する能力に加え、高い倫理性や多様な文化・歴史に対する理解力、コミュニケーション能力などの国際性を身につけた医師が、指導者として重要な役割を果たすことが期待されている。このような国際経験を積んだ医師の需要は我が国だけではなく、特に急速に経済発展を遂げている ASEAN 地域において非常に高いと言える。

これまで述べたように、高齢化の進行によるがんを含む生活習慣病の増加等、日本と ASEAN 地域は医療において共通の課題を有している。

我が国では「日本再興戦略」改訂 2014 において、医療の国際展開については他国における医師・看護師等の人材育成等の支援を行うこととしており、厚生労働省が新興国等各国の保健省との協力関係構築を通じて、我が国の先端医療の技術移転等を推進している。

本専攻で養成される人材は、我が国の「国際医療展開推進事業」やタイ王国の「アジアメディカルハブ構想」など、両国が推進する医療の課題への取組みに貢献することが期待され、将来にわたって需要があると考えられる。諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成のみならず、多文化環境下での協働を通じてコミュニケーション能力を身につけ、異文化を理解する能力を備えたグローバル人材の養成は、我が国の国際競争力の向上につながることを期待されている。また、本専攻を修了した医師は、本専攻により培われた関係を通じて、我が国の ASEAN 地域におけるプレゼンス構築のための政策立案にも積極的に発言及び助言し得る人材となると考えられる。

一方、ASEAN 地域では「保健医療の強化」が行動目標のひとつとして「ASEAN2025:Forging Ahead Together (共に前進する)」(2015 年 11 月 ASEAN 首脳会議において採択)に明記されており、特にタイ王国では、2025 年までにアジアのメディカルハブとなることを構想に掲げている。本専攻を修了し学位を取得した医師が、タイ王国内の大学等で臨床医・医科学者・指導者として若手医師を牽引し、タイ王国のみならず ASEAN 地域で広く活躍することが期待されている。

(5) 教育・研究上の目的及びマヒドン大学教員との共有方法

本学及びマヒドン大学は、「基礎医学と臨床医学の両者を俯瞰し、国際的な研究や臨床を推奨することができるリーダーシップに富む高度専門医療人材の養成」という共通の目標を協定書に明記し、以下のとおり情報共有を行う。

マヒドン大学教員との本専攻の教育課程、運営等についての共有は、E-mail、定期的に行われるテレビ会議システムによる会議、互いの国を訪問して行う対面による会議等によって行われてきた。

本専攻を設置した後は、本学及びマヒドン大学の教員で構成するプログラム運営委員会をテレビ会議システムによって開催し、学生の修学及びプログラム運営や問題点を共有する。当該委員会以外にも、本学及びマヒドン大学の指導教員間でE-mailなどを通じて綿密に連絡を取り合い、学生への指導方法、履修状況及び研究の進捗状況等についてきめ細やかに確認し共有する。また、お互いの大学に開設するサテライトオフィスを利用し、教員間、連携大学にて学んでいる学生との情報の共有や引き継ぎが円滑に進むようにする。そして、年に一度ファカルティ・ディベロップメント(FD)を互いの国で開催し、プログラム運営の改善を図るとともに、教育プログラムや研究プロジェクトの発展を目指すことにする。

(6) 研究対象とする中心的な学問分野

本専攻は、日本及びタイ王国の外科医師の専門性、特にがん治療についての専門性を高めるとともに、診断や低侵襲治療についての知識を深め、技術や研究能力を高めることを目指すものである。研究対象とする中心的な学問分野は外科学である。しかしながら、外科学分野は、医学の他の分野と同様に、単独の分野として存在するわけではない。すなわち、多くの基礎医学分野及び工学分野の知識や研究成果が集められ、開発応用されて発展していくものである。また、診断、治療といった技術にも多くの医学関連の研究分野と関係が深く、それらを基盤として発展しているものである。したがって、外科学を学ぶということは、多くの関連研究分野を幅広く学ぶことでもあり、実際に研究を実践することで理解が深まるものである。そのために、リサーチマインドの醸成及び研究を進めるための基礎医学生物学的分野を学ぶことは、非常に基礎的であるが、重要である。

また、がんの専門家になるためには、がん生物学、診断、治療にわたる幅広い知識に対する理解が必要となる。本専攻の目指すところは、外科学という分野を

学ぶということだけではなく、関連分野を幅広く学ぶ機会をもたせることで、それらを外科学の知識として深化させ、外科学のさらなる発展へと結び付けていくことである。

2. 専攻の特色

(1) 国際連携専攻の特色

本学は、学生一人一人に対する教員のきめ細やかな指導により、THEの「世界最高の小規模大学ランキング」において日本第1位を誇る。臨床医に対する研究指導の豊富な実績を備え、2013年度には文部科学省「研究大学強化促進事業」に採択され、全学体制の東京医科歯科大学リサーチ・ユニバーシティ(RU)進機構を設置し、研究力を強化している。また、がんの基礎研究から臨床への橋渡し研究を活発に行っている難治疾患研究所と、先進的な医歯工連携教育・研究を推進している生体材料工学研究所という2附置研究所を有しており、医歯工連携研究においては、複数の外科系分野と協働して低侵襲医療領域の新しい手術機器などの開発も行い、一部は実用化に至っている。

さらに本学は、これまで文部科学省のがん専門医療人を養成する大学支援事業である【がんプロフェッショナル養成プラン】、【がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン】、【多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン】の全てにおいて、がん研究・診療分野における大学院教育を拠点校として推進しており、当該分野における高度専門医療人材養成の豊富な経験を有している。

他方、マヒドン大学シリラート病院医学部は、タイ王国内で最も歴史のある医学部であり、タイ王国政府が掲げる「アジアメディカルハブ構想」を牽引する中心的な役割を果たしている。タイ王国内最大規模の病院を擁するシリラート病院は、がん治療の中核病院であるとともに、本専攻で目指しているがんの研究・診療における高度専門医療人材を養成するのに必要な医療ニーズに対応できる、タイ王国内では数少ない第三次医療の中心として位置付けられている。また、医学研究においては、シリラート医学研究センター(SiMR)を2007年12月に設立し、国内外から多くの研究者や先端的研究室を招聘するなど、タイ王国における医学研究の中心となるべく整備を進めている。

本専攻は、本学のがん治療に対する高度専門医療人材養成のノウハウ及び高い研究力、マヒドン大学シリラート病院医学部の豊富な症例数と、それらを基盤

とした臨床研究実績を活用し、「基礎研究から臨床への橋渡し研究」及び「臨床から基礎研究への逆・橋渡し研究」を実践できることが最大の特色である。また、がんの専門医療人の養成を目的とする文部科学省の大学支援事業で本学が培ったがん研究・診療分野における大学院教育を本専攻においても継続、発展させ、当該事業を通して得られた高度専門医療人材養成の豊富な経験を十分に活かせる内容となっていることも、本専攻の大きな特色である。

このように本専攻は、外科分野における両大学の教育資源を十分に活用し、1) がん治療に精通した外科系専門分野で活躍することのできる臨床医、2) 社会のニーズに即応しうる高度な研究能力を有する医科学者、3) 我が国やタイ国のみならず ASEAN 地域の医学・医療を牽引する指導者の養成、という本専攻の目的に沿った教育・研究が実施されるよう制度設計している。

(2) 本専攻が両大学及び両国にもたらすメリット

本専攻を開設することにより、両大学及び両国にもたらされるメリットは以下のとおりである。

1) 本学・日本にとってのメリット

- ・ マヒドン大学シリラート病院医学部は多くの留学生を受け入れていることから、本専攻の開設によりタイ人学生のみならず、他国の学生、教員とも新たな国際的なネットワークが構築できる。
- ・ ASEAN 地域及び東アジアにおける本学外科分野のプレゼンスが向上する。
- ・ 日本の先進的医療技術及び医療機器の国際展開が推進される。
- ・ 日本国政府が掲げる成長戦略の実現へ向けた貢献ができる。

2) マヒドン大学シリラート病院医学部・タイ王国にとってのメリット

- ・ タイ王国はもちろん ASEAN 地域の多くの国でも活躍できる人材を養成できる。
- ・ タイ王国政府が推進するアジアメディカルハブ構想に寄与する人材を養成できる。
- ・ 本学がこれまでに構築してきた国際的なネットワークを通じ、さらにグローバルな視点を持つ人材のネットワークを拡大できる。

3) 両大学・両国にとってのメリット

- ・ 本専攻を通じて、多くのグローバルな人材交流が促進される。
- ・ がん研究・診療における集学的治療を牽引する医療人材の不足の解消に寄与することができる。
- ・ リサーチマインドを備えた臨床医の増加が見込める。
- ・ 医療ニーズの国際化、多様化に対応できる、国際性豊かな医療人が育成される。
- ・ 日本及び ASEAN 地域全体に共通する保健・医療分野の課題への対応が可能な人材が養成される。
- ・ 日本及びタイ王国の研究・教育の交流が促進されることにより、その影響を日本及び ASEAN 地域全体に波及させることができる。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

専攻の名称及び学位の名称については、いずれも協定書に明記されており、マヒドン大学と合意ができています。

(1) 専攻の名称

本専攻の名称は、「東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻」(英文名称: Joint Degree Doctoral Program in Medical Sciences between Tokyo Medical and Dental University and Mahidol University) とする。これは、東京医科歯科大学とマヒドン大学の連携によって遂行され、医学分野を多角的かつ国際的に学べる専攻であることを象徴しており、医学系大学院教育課程の実態を表す名称としてふさわしいと考える。英文名称は、国際通用性のある用語を用いているため問題はない。

(2) 学位の名称

本専攻の学位の名称は、これまで本専攻の母体となる東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯学専攻が授与してきた学位と同じく「博士(医学)」を用いる。学位の英文名称は「Doctor of Philosophy in Medical Sciences」とする。英文名称は、国際的通用性のある用語を用いているため問題はない。教育課程は、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科及びマヒドン大学シリラート病院医学部の既存の授業科目を取り入れつつ編成され、本学及び連携外国大学

双方の教員によるきめ細やかな指導体制のもと、質の高い講義・演習及び研究等の指導を行う。

マヒドン大学は、過去5年間(2013年～2017年)に医学系分野で博士号(Doctor of Philosophy)の学位を合計457人に授与しており、本学と連名で博士(医学)の学位を授与することについて問題はない。

(資料1：学位記様式)

(3) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本専攻では、以下のような能力・資質を身につけていると認められた者で、必要な研究指導を受け、かつ所定の単位を修め、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士(医学)の学位を授与する。

- ・ 外科系専門分野¹における高度な専門知識・技術・応用力を身につけ、自ら先駆的な研究活動を遂行する能力を有している。
- ・ 外科系専門分野及び外科系関連医科学分野²に関する自己の研究成果を的確にまとめて広く国際的に説明・発信できる能力を有している。
- ・ 外科医療に対する国際的課題を発見し、国際的な視野で問題解決を図る能力を有し、教育・研究の場において先導的役割を果たす指導者としての資質を有している。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方(カリキュラム・ポリシー)

本専攻は、東京医科歯科大学とマヒドン大学がこれまで培ってきた教育・研究交流の実績を踏まえて構想・企画されたものである。構想・企画には、東京医科歯科大学医学部、及び同大学院で学生として学び、また本学附属病院にて研修を

¹ 外科系専門分野とは、外科系の臨床科のうち、消化管外科学、肝胆膵外科学、総合外科学、血管外科学、頭頸部・乳腺外科学、腎泌尿器外科学を指す。

² 外科系関連医科学分野とは、外科系専門分野と共同研究を行っている基礎系分野のうち、幹細胞制御、幹細胞科学、臨床解剖学、発生再生生物学、バイオメカニクス、臨床腫瘍学、システム薬理学を指す。

受けた経験をもつシリラート病院医学部の教員等の意見を十分に聞き、それらを反映させている。そして、両大学の綿密なる協議と協力のもと、医学、特に外科分野に特化した大学院博士課程国際連携専攻の教育課程とする。

我が国とタイ王国の大学の高等医学教育や医療機関における専門的外科医療教育のグローバル化を見据え、高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程となっている。

本専攻では、学位授与に要求される知識・能力及びリサーチマインドを有する国際性豊かな高度専門医療人材に求められる、より高度な専門知識・技術及びリーダーシップ・国際性を修得するために、両大学の合意に基づき、以下の5つの方針でカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成する。

- 1) 外科臨床の具体的な研究テーマを通じて、専門分野における高い技術を身に付けるため「臨床基幹科目Ⅰ」を設ける。また、各自の外科系専門分野のみならず、外科系専門科学の知識や考察力、基本・応用技術を幅広く修得し、国際的な視野を身に付けるため、共同開設科目「臨床基幹科目Ⅱ」を設ける。
- 2) 国際的に通用する研究を実施するために必要となる統計学・疫学の基礎知識の修得を目的とし「臨床統計・情報医科学関連専門科目」を設ける。
- 3) がん治療のリーダーに求められる、がんに関する総合的な知識や技術及び臨床研究を実施するための方法論を修得することを目的とし「がん医療専門科目」を設ける。
- 4) 各自の外科系専門分野に関する研究テーマに必要な学識と研究能力を養うため、また、それに関連した基礎研究に必要な知識及び思考力の獲得を目的とし「研究基幹科目」を設ける。
- 5) 外科系専門分野に関する特定の研究課題について、主体的な研究活動において科学的根拠に基づいた独創性・実践性の高い論文を作成できるよう両大学の指導による「研究実践と論文作成」を設ける。

本専攻では、中心的な学問分野として「外科系専門科学」を据え、それに加えて「がん」をキーワードとする外科系関連医科学分野を配する教育課程を構成し、以下の5つの科目群を用意する。

- 1) 学生の外科系専門分野において、より高度な技術を身につけるため、入学した大学の臨床系研究室で臨床指導を受ける「臨床基幹科目Ⅰ」を選択科目として両大学で開設する。
- 2) 学生の外科系専門分野以外の外科系専門科学に関する知識や考察力、基本・応用技術を幅広く修得し、自大学のみでは学ぶことのできない外科系専門科学に対する国際的な視点を身につけるため、両大学で臨床指導を行う「臨床基幹科目Ⅱ」を必修科目として共同で開設する。
- 3) 国際的に通用する研究を実施し、研究の基盤づくりに必ず必要となる統計学・疫学などの情報科学関連分野を学ぶため、「臨床統計・情報医科学関連専門科目」を選択科目として開設する。
- 4) 学生ががん治療に精通した外科医としてのキャリアアップを図るべく、がんに関する総合的な知識や技術及び基礎研究・臨床研究を実施するための方法論を修得できるよう、両大学がこれまで行ってきたがん治療専門家養成のための授業科目を発展的に整理した「がん医療専門科目」を学生の経験や志望する研究分野に応じて履修できるように選択科目として開設する。
- 5) 学生の外科系専門分野に関する研究テーマ、または外科系関連医科学分野に関連する研究テーマに必要な知識・学識、及び思考力・研究能力の獲得を目的とし、「研究基幹科目」を必修科目として開設する。「研究基幹科目」では、両大学の外科系専門分野及び外科系関連医科学分野が参画し、がんを中心とした診断や治療に直接的に関連した研究内容を外科系専門分野が取り扱い、がん治療や診断及びがんのメカニズムの解明に関連した基礎研究内容を外科系関連医科学分野が取り扱うことにする。どちらも、学生が臨床や研究を遂行する上で明らかになった疑問の解決に役立つものである。

学生は入学手続きをした大学（以下「入学手続き大学」という）において、主に研究や臨床における教育を受けることとなるが、講義や演習などの授業及び研究指導や論文作成も連携大学から教育を受けられることを可能としている。また、連携大学で履修する期間においては、直接的な医療行為を行うこと以外は可能であるため、研究を行うために必要な演習及び臨床現場への参加等を行い、外科医師のキャリアを長期間中断することなく、本専攻における研究・論文作成指導を受けることができる。

本専攻の学期区分は2期制とし、入学時期は4月とする。前期の授業期間は4月から9月、後期の授業期間は10月から3月の6ヶ月間とする。

（2）教育課程の編成の特色

上述のような教育課程の編成方針に基づき、学生一人一人の研究の進捗状況や研究の独自性に柔軟に対応した履修形態とした。

本専攻では、国際性豊かな高度専門医療人材に求められる専門知識・技術・リーダーシップを修得するための授業科目を構成している。

講義については、原則対面式とするが、履修する科目によっては、本学と連携大学との移動により学生への負担が生じるため、テレビ会議システムやE-learningシステム等を適宜活用し、両大学の開設科目を選択することができる。

臨床基幹科目Ⅱ及び研究実践と論文作成については、半年～2年間は連携大学に滞在して行うこととし、両大学の担当教員がプログラムを通じて指導することとする。

連携大学での滞在期間については、研究テーマを決める過程で決定することとする。

1) 臨床基幹科目Ⅰ、臨床基幹科目Ⅱ

本学及びマヒドン大学の11の外科系専門分野が参画し、学生の外科系専門分野における臨床の場で実践的な学修を行う。

学生の外科系専門分野における学修に留まらず、外科学に関する一般的な知識と臨床技術の学修を両大学の特色ある臨床の場で実践的な学修を行う。

2) 臨床統計・情報医科学関連専門科目

基礎医学研究または臨床研究における研究手法やその解析に必要な方法

論、統計解析、疫学等についての知識を深めるため、実際の活用事例を通じて学修を行う。

3) がん医療専門科目

がんの生物学、病理、診断などの最新の知見、各領域のがんに対する低侵襲治療及び集学的な治療を理解し、知識を深める学修を行う。

4) 研究基幹科目

外科系専門分野または外科系関連医科学分野における基礎医学研究または臨床研究に関し、研究対象となる種々の事象を理解し、また、研究のためのアプローチや問題点を発見するための基礎知識が得られるよう、双方向による講義形式での学修を行う。

5) 研究実践と論文作成

両大学の教員が研究の進め方等の指導を行い、学生がこれまでに得た知見、経験に基づいて臨床実験データの収集、解析を行い、国際的通用性の高い博士論文の作成を行う。

(3) 授業科目等の概要

本専攻で開設する授業科目は、以下のとおり科目区分を設け、区分ごとに授業科目を設定する。

1) 臨床基幹科目（演習）

「臨床基幹科目Ⅰ」は、外科臨床の具体的な研究テーマを通じて、専門分野における高い技術を身につけるための科目である。この科目については、入学した大学の科目を選択する。また「臨床基幹科目Ⅱ」は、各自の外科系専門分野のみならず、関連する外科系専門分野の知識や考察力、基本・応用技術を幅広く修得し、国際的な視点を身につけるため、東京医科歯科大学とマヒドン大学の教員が合同で実施する共同開設科目である。

①【東京医科歯科大学開設科目】

・「臨床基幹科目Ⅰ（TMDU）」 1年次通期 2単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「臨床基幹科目Ⅰ (MU)」 1年次通期 2単位

③【東京医科歯科大学・マヒドン大学共同開設科目】

・「臨床基幹科目Ⅱ」 2～4年次通期 5単位

2) 臨床統計・情報医科学関連専門科目 (講義)

国際的に通用する研究を実施するために必要となる統計学・疫学の基礎知識を身につけるための科目である。東京医科歯科大学またはマヒドン大学から2～4単位、計4単位を選択する。

①【東京医科歯科大学開設科目】

・「疾患予防パブリックヘルス医学概論」 1・2年次前後期 2単位
・「疫学」 1・2年次前後期 2単位
・「臨床・遺伝統計学」 1・2年次前後期 2単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「生物医学研究法」 1・2年次前後期 2単位
・「生物医学統計概論」 1・2年次前後期 2単位

3) がん医療専門科目 (講義)

がん治療のリーダーに求められる、がんに関する総合的な知識や技術並びに臨床研究を実施するための方法論を修得するための科目である。東京医科歯科大学とマヒドン大学からそれぞれ2単位以上、計5単位を選択する。

①【東京医科歯科大学開設科目】

・「がん生物学・解剖学・病理特論」 1・2年次前後期 1単位
・「低侵襲がん治療Ⅰ」 1・2年次前後期 1単位
・「低侵襲がん治療Ⅱ」 1・2年次前後期 1単位
・「臓器別がん」 1・2年次前後期 1単位

・「小児・希少がん」	1・2年次前後期	1単位
・「臨床腫瘍学」	1・2年次前後期	1単位
・「がんゲノム」	1・2年次前後期	1単位
・「緩和ケア・緩和医療学」	1・2年次前後期	1単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「がんの生物学とがんの免疫学概論」	1・2年次前後期	1単位
・「幹細胞治療学概論」	1・2年次前後期	1単位
・「標準検査学概論」	1・2年次前後期	1単位
・「がんの画像診断学概論」	1・2年次前後期	1単位
・「泌尿器科ロボット支援手術」	1・2年次前後期	1単位
・「基礎鏡視下手術概論」	1・2年次前後期	1単位
・「消化器癌における学際的内視鏡診断学」	1・2年次前後期	1単位
・「周術期患者管理学概論」	1・2年次前後期	1単位

4) 研究基幹科目 (演習)

- 外科系専門分野

各自の外科系専門分野に関する研究テーマに必要な学識と研究能力を養うための双方向による講義形式の科目である。入学手続き大学の臨床基幹科目 I で選んだ分野が開講する科目を最低 4 単位、最大 8 単位選択する。

①【東京医科歯科大学開設科目】

・「総合外科学特論」	1年次前後期	4単位
・「消化管外科学特論」	1年次前後期	4単位
・「肝胆膵外科学特論(TMDU)」	1年次前後期	4単位
・「頭頸部外科学特論」	1年次前後期	4単位
・「腎泌尿器外科学特論(TMDU)」	1年次前後期	4単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「上部消化管外科学特論」	1年次前後期	4単位
・「下部消化管外科学特論」	1年次前後期	4単位
・「肝胆膵外科学特論(MU)」	1年次前後期	4単位

・「血管外科学特論」	1 年次前後期	4 単位
・「頭頸部・乳腺外科学特論」	1 年次前後期	4 単位
・「泌尿器外科学特論 (MU)」	1 年次前後期	4 単位

－ 外科系関連医科学分野

外科系専門分野に関する研究のうち、とくに外科系関連医科学分野で行っている研究テーマを選択した場合に必要な学識と研究能力を養うため、またそれに関連した基礎研究に必要な知識及び思考力を獲得するための科目である。外科系専門分野の 4 単位に加え、研究テーマに応じて外科系関連医科学分野が開講する科目を 4 単位取得する。

①【東京医科歯科大学開設科目】

・「幹細胞制御特論」	1 年次前後期	4 単位
・「臨床解剖学特論」	1 年次前後期	4 単位
・「発生再生生物学特論」	1 年次前後期	4 単位
・「バイオメカニクス特論」	1 年次前後期	4 単位
・「臨床腫瘍学特論」	1 年次前後期	4 単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「システム薬理学特論」	1 年次前後期	4 単位
・「幹細胞科学特論」	1 年次前後期	4 単位

5) 研究実践と論文作成 (実験・実習)

外科系専門分野及び外科系関連医科学分野にて行われる研究課題について、主体的な研究活動において科学的根拠に基づいた独創性・実践性の高い論文を作成できるよう、両大学の教員が指導することによって行われる必修科目である。両大学からそれぞれ 24 単位ずつ取得する。

①【東京医科歯科大学開設科目】

- ・「研究実践と論文作成 (TMDU)」(実験・実習)、2～4 年次通期、24 単位

②【マヒドン大学開設科目】

・「研究実践と論文作成(MU)」(実験・実習)、2~4年次通期、24単位

本専攻では、(1)がん治療に精通した外科系専門分野で活躍することのできる臨床医、(2)社会のニーズに即応しうる高度な研究能力を有する医科学者、(3)我が国やタイ王国のみならず ASEAN 地域の医学・医療を牽引する指導者を養成することを目的としている。

そのため、授業科目は東京医科歯科大学及びマヒドン大学の潤沢な教育資源を用いて、高度専門医療人としての知識、技術、研究遂行能力を兼ね備えた外科系専門分野の指導者としての人材育成ができるように、基礎科目、臨床科目及びがん医療専門科目により構成する。

開設科目については、授業内容を反映した科目名とし、主に東京医科歯科大学及びマヒドン大学で既に開設されている授業科目を中心として構成する。そのため、単独の大学では実現できない両大学の強み・特色を活かした科目となっている。

本専攻が設定する修得すべき単位数は 72 単位とし、コースワーク 24 単位以上、リサーチワーク 48 単位をもって構成する。コースワークは、研究の実践及び学位論文の作成に必要な専門分野の研究に必要な理論と応用を養う学修を対面、及び遠隔授業により実施するものである。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本専攻では、超高齢化等の社会的ニーズに即応し得る高度な研究能力を有する医科学者、特にがん治療に精通した外科学分野で活躍できる臨床医、及び我が国やタイ王国のみならず ASEAN 地域の医学・医療を牽引する指導者となる高度専門医療人材養成の推進を目的として、外科系分野における研究業績に加え、学会等を立ち上げ学問的発展をリードしてきた教員、最新研究手法や研究に必要な科学論文読解能力の修得方法を指導する教員、外科系分野の臨床経験が豊富な国内外の教員等、大学院博士課程における教育経験が豊富な教員を配置した教員組織を編成する。学位審査にあたっては、両大学が共同して実施するものとし、審査員となる教員のレベルの同等性を確保する。

本専攻の学生は、学位取得という明確な目標の下、外科系専門分野、及び外科

系関連医科学分野に関し、深い知識と豊かな経験を持つ本学、及びマヒドン大学の教員による体系的な専門教育や研究指導を通して、国際性豊かな環境の下、高度な医療教育を受けられることが大きな特色の一つである。

(2) 教員配置計画

本専攻の教員は、本学からは調整担当教員 1 名を除き、本学医歯学総合研究科医歯学専攻の教員が兼ねることとし、60 名を専任教員として配置する。本専攻の入学定員は 3 名であるが、マヒドン大学の教員が参画し指導体制を構築することから過度に教育負担は増大しない。なお、本専攻が対象とする外科系専門分野及び外科系関連医科学分野では、2017 年実績で査読付き国際学術誌に合計 107 編の論文を掲載しており、学問分野は総合外科学、消化管外科学、臨床腫瘍学、肝胆膵外科学、腎泌尿器外科学、頭頸部外科学、幹細胞制御、発生再生生物学、バイオメカニクス、臨床解剖学等、多岐にわたっている。

マヒドン大学は、シリラート病院医学部から豊富な教育経験と研究実績を有する教員 19 名を本専攻の指導教員として配置する。

研究指導教員については、両大学の協議により本学の教員 60 名（うち教授 19 名、准教授 8 名、講師 15 名）、マヒドン大学の教員 19 名（うち教授 4 名、准教授 14 名、助教 1 名）を配置する。学生の個々の研究テーマを考慮のうえ、臨床基幹科目を担当する入学手続き大学の外科系専門分野の教員を主指導教員として配置し、連携大学の外科系専門分野の教員から副指導教員を決定する。そして、研究実践と論文作成を担当する教員を主・副研究担当教員としてそれぞれ決定する。なお、研究のテーマによっては、主・副指導教員、及び主・副研究担当教員に一部重複がありうる。主・副指導教員、及び主・副研究担当教員から構成される複数指導体制により、単一大学で学生の教育を行う場合よりも多くの専門家が関わることになるため、研究内容の向上、指導体制の向上、評価の妥当性など多くの面で利点があると考えられる。よって、本専攻の教育課程における、質の高い教育研究活動を確保する上で、十分な教員配置計画となっている。

(3) 連携外国大学との調整を行う専任教員

連携するマヒドン大学との調整を行う専任教員は、英語が堪能で国外の大学との調整経験を持つ教員を充てることとしている。本教員は、本学医学部医学科を卒業後、イギリスの大学において研究員を経験しており、英語が堪能である。

また、文部科学省高等教育局での勤務も経験しており教育について馴染みがある。これまでに本学が実施しているハーバード大学海外研修プログラムにおいて、新しいカリキュラムの作成手法を学ぶとともに、教育手法についても学んでいる。これらを本学の教育の中で様々に実践してきた経験をもっている。また、日本医学教育学会の医学教育専門家として認定されており、本学の医学教育を牽引する教員である。

(4) 本専攻の長の専任方法

既設の専攻では専攻長を置いていないため、本専攻でも本学の教授 1 名を責任者として学長が任命する。また当該責任者は、本学及びマヒドン大学の教員で構成されるプログラム運営委員会の委員長を務め、本専攻内のカリキュラム、学生指導、入学者選抜試験、学生募集を含めた運営全体を統括する。また、マヒドン大学にも当該責任者とともに運営する代表者をマヒドン大学の教員の中から 1 名配置し、滞在中の学生指導や学生募集等を両大学で行うことができるようにしている。

6. 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本専攻ではすべての授業科目において英語を使用する。タイ王国においては、1997 年より、6 歳から 11 歳の初等学校で第 1 外国語として英語の授業が行われており、人々は年少期から英語に慣れ親しんでいる。マヒドン大学の医学部の授業においても、医学に関する用語は、タイ語ではなく英語を用いている。また、本学の授業では、外国人留学生が在籍していることもあり、英語による授業も開講しているため、本専攻開設に伴う教員の負担はなく、両大学の教員及び学生にとって、意思疎通を図る手段としても英語が適していると言える。さらに、本専攻を修了した高度専門医療人材が活躍するフィールドとなる日本及び ASEAN 各国においては、英語が主要教育言語、もしくは主要教育外国語となっている。学生の英語力向上のためにも、本専攻で国際通用性のある英語を使用することは有効である。

開設する授業科目については、原則、それぞれの大学が責任をもって実施するが、共同開設科目である「臨床基幹科目Ⅱ」は両大学の教員が共同で担当する。学生の研究指導を担当する指導教員は、両大学の教員から指導教員（主・副）及

び研究担当教員（主・副）を配置し（一部重複もありうる）、主指導教員が中心となってテレビ会議システムや Skype、E-mail 等を活用して学生の履修状況を密に確認し、共有する。

（２）履修指導方法

本専攻は 4 年間の教育課程であり、学生が目標を明確にして主体的かつ計画的に学生の目標や指向性により学修を進めていけるよう履修指導をする。個々の学生の履修計画の指導は、臨床教育を担当する主指導教員を中心に、副指導教員、主・副研究担当教員にも助言や協力を求めながら、テレビ会議システム、E-mail の活用、または直接面会する機会を設けるなど相互に履修指導ができるような体制を整える。

1 年次からの必修科目として、学生が両大学で履修できるよう両大学でそれぞれ「臨床基幹科目Ⅰ」を提供する。本科目は、外科臨床の具体的な研究テーマを通して高い技術を身につけさせることを目的とする。

1 年次に研究論文作成にあたる基礎知識を養うため、研究基幹科目の中から選択し履修させる。同時に 1 から 2 年次にかけて臨床統計・情報医科学関連専門科目を履修させ、疫学の基礎知識や、がんに関する総合的な知識、技術及び臨床研究を行うための方法論を修得させる。

2 年次前期から 4 年次前期にかけて共同開設科目である「臨床基幹科目Ⅱ」を履修させ、外科系専門科学の知識などをさらに幅広く修得させる。また同期間に「研究実践と論文作成」の履修を開始し、外科系専門分野に関する特定の研究課題について独創性・実践性の高い論文を作成できるよう両大学の指導教員が指導し、他専攻では提供できない手厚い指導及び多角的な視点から研究及び論文作成ができるようにしている。

連携大学で履修する期間は 2 年次前期から 4 年次前期の間で、最短半年から最大 2 年間までとしている。その時期は、学生の研究内容により、自由に選択し、滞在できるようカリキュラムを設定した。

（資料 2：履修スケジュール）

（３）遠隔指導を可能にする環境

本学及びマヒドン大学で開設する科目のうち、講義、演習科目については履修

場所に制限されずに、学生に必要な科目を履修できるようテレビ会議システムやE-learning等を活用することにより利便性を高めている。このように多様なメディアを活用した授業は、世界的にも広がりつつある授業方法の一つであり、本専攻ではライブ放映により、遠隔であってもインタラクティブな授業を提供することを基本としている。

2年次前期以降、学生は両大学の教員から臨床担当である主・副指導教員及び主・副研究担当教員の最大4名から指導を受けることとなるが、学生が日本またはタイ王国のいずれの国にいても主指導教員の主導のもと、他の3名から教育研究指導が受けられるよう、両大学でテレビ会議システムを整備している。また、両大学は、それぞれ連携大学にサテライトオフィスを持ち、テレビ会議システムやE-learning等を本専攻の専用に使うことが可能となる。

テレビ会議システムは、リアルタイムで鮮明な画像と音声による指導が可能となっており、SkypeやE-mail等も活用し、様々な手段で指導やコミュニケーションを取ることが可能となっている。

(4) 成績評価基準

1) 成績評価

東京医科歯科大学における各授業科目の成績については、個々の学生の学習到達度を測るために、本学大学院学則第19条に基づきA+、A、B、C、D、Fの6段階で評価し、A+、A、B、Cを合格とし、D、Fを不合格とする。成績表記及び英文表記については、「当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した」は「4.0=A+ (Superior)」、「当該科目の到達目標を全て達成した」は「3.5=A (Excellent)」、「当該科目の到達目標を概ね達成した」は「3.0=B (Good)」、「当該科目の到達目標のうち最低限を達成した」は「2.0=C (Fair)」、「当該科目の到達目標を達成していない」は「1.0=D (Failing)」、「当該科目の達成度を評価できない」は「0.0=F (Failing)」と定めている。

マヒドン大学における各授業科目の成績については、個々の学生の学習到達度をはかるために、点数化した「4.0=A」「3.5=B+」「3.0=B」「2.5=C+」「2.0=C」「1.5=D+」「1.0=D」「0.0=F」の8段階で評価され、「2.0=C」以上を合格とする。英文表記については、当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した」は「A=Excellent」、及び「B+=Very Good」、「当該科目の

到達目標を全て達成した」は「B=Good」、「当該科目の到達目標を概ね達成した」は「C+=Fairly Good」、「当該科目の到達目標のうち最低限を達成した」は「C=Fair」、「当該科目の到達目標を達成していない」は「D+=Poor」及び「D=Very Poor」、「当該科目の達成度を評価できない」は「F=Failing」と定めている。なお、採点を不付さず合格のみで評価「S=Satisfactory」「U=Unsatisfactory」と定め、合否を認定する。

両大学は下記により成績を換算してそれぞれの大学で記録する。成績評価基準については履修要項（シラバス）に記載するとともに、ホームページ等により周知する。学生が自己の成績に対して疑義がある場合には、授業科目責任者を通して修学指導、履修登録及び成績に関する事項を取り扱うプログラム運営委員会に申し出ることとし、プログラム運営委員会がその取扱いについて協議する。

「成績換算表」

東京医科歯科大学			マヒドン大学			評価基準
GP	評価		GP	評価		
4.0	A+	Superior	4.0	A	Excellent	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
			3.5	B+	Very Good	
3.5	A	Excellent	3.0	B	Good	当該科目の到達目標を全て達成した
3.0	B	Good	2.5	C+	Fairly Good	当該科目の到達目標を概ね達成した
2.0	C	Fair	2.0	C	Fair	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
1.0	D	Failing	1.5	D+	Poor	当該科目の到達目標を達成していない
			1.0	D	Very Poor	
0.0	F		0	F	Failing	到達目標の達成度を評価できない

2) 単位認定

本専攻の各授業科目の成績については、当該授業科目の科目責任者が評価を行い、両大学の教員により組織されるプログラム運営委員会が審査し、単位を認定する。また、本専攻のカリキュラムの開発及び実施、各授業の定

期試験、レポート課題等の運用についても同委員会が行う。単位認定の時期については、学期末の9月頃及び年度末の3月頃に行う。

(5) 修了要件

1) 修了要件

学位授与の要件は、日本の法令及び本学で規定された修得すべき単位数の修了要件を満たすほか、タイ王国の法令及びマヒドン大学で規定された単位数の修了要件を満たす必要がある。本専攻では、本専攻に4年以上在学し、次の要件を満たす者について、両大学の共同学位として授与する。

学生は以下の科目区分から、それぞれ必要な単位を修得し、修了要件単位数である72単位以上を修得する。また、修得すべき72単位以上のうち、コースワークについては24単位以上、リサーチワークについては48単位を修得する。

なお、学位論文の成果または成果の一部は、査読制度のある国際学術雑誌に掲載済み、或いは掲載することが認められていなければならない。

① 臨床基幹科目Ⅰ

臨床基幹科目群から、選択科目である「臨床基幹科目Ⅰ(2単位)」を東京医科歯科大学またはマヒドン大学で修得すること。(履修期間の目安:1年次前期~2年次後期)

② 臨床基幹科目Ⅱ

共同開設科目である「臨床基幹科目Ⅱ(5単位)」を両大学で修得すること。この場合、最短1学期(1単位)~最長4学期(4単位)は連携大学で単位を取得すること。(履修期間の目安:2年次前期~4年次前期)

③ 臨床統計・情報医科学関連専門科目

臨床統計・情報医科学関連専門科目群から、選択科目である以下の科目のうち4単位以上修得すること。(履修期間の目安:1年次前期~1年次後期)

【東京医科歯科大学】

「疾患予防パブリックヘルス医学概論（2単位）」、「疫学（2単位）」、「臨床・遺伝統計学（2単位）」

【マヒドン大学】

「生物医学研究法（2単位）」、「生物医学統計概論（2単位）」

④ がん医療専門科目

がん医療専門科目群から、選択科目である以下の科目のうち5単位以上履修すること。

（履修期間の目安：1年次前期～2年次後期）

【東京医科歯科大学】

「がん生物学・解剖学・病理特論（1単位）」、「低侵襲がん治療Ⅰ（1単位）」、「低侵襲がん治療Ⅱ（1単位）」、「臓器別がん（1単位）」、「小児・希少がん（1単位）」、「臨床腫瘍学（1単位）」、「がんゲノム（1単位）」、「緩和ケア・緩和医療学概論（1単位）」

【マヒドン大学】

「がんの生物学とがんの免疫学概論（1単位）」、「幹細胞治療学概論（1単位）」、「標準検査学概論（1単位）」、「がんの画像診断学概論（1単位）」、「泌尿器科ロボット支援手術（1単位）」、「基礎鏡視下手術概論（1単位）」、「消化器癌における学際的内視鏡診断学（1単位）」、「周術期患者管理学概論（1単位）」

⑤ 研究基幹科目

研究基幹科目群から、選択科目である以下の外科系専門分野の科目から8単位、または外科系専門分野の科目から4単位及び外科系関連医科学分野の科目から4単位修得すること。（履修期間の目安：1年次前期～2年次後期）

<外科系専門分野>

【東京医科歯科大学】

「総合外科学特論（4 単位）」、「消化管外科学特論（4 単位）」、「肝胆膵外科学特論(TMDU)（4 単位）」、「頭頸部外科学特論（4 単位）」、「腎泌尿器外科学特論(TMDU)（4 単位）」

【マヒドン大学】

「上部消化管外科学特論（4 単位）」、「下部消化管外科学特論（4 単位）」、「肝胆膵外科学特論(MU)（4 単位）」、「血管外科学特論（4 単位）」、「頭頸部・乳腺外科学特論（4 単位）」、「泌尿器外科学特論(MU)（4 単位）」

<外科系関連医科学分野>

【東京医科歯科大学】

「幹細胞制御特論（4 単位）」、「臨床解剖学特論（4 単位）」、「発生再生生物学特論（4 単位）」、「バイオメカニクス特論（4 単位）」、「臨床腫瘍学特論（4 単位）」

【マヒドン大学】

「システム薬理学特論（4 単位）」、「幹細胞科学特論（4 単位）」

⑥ 研究実践と論文作成

両大学でそれぞれ開設している必修科目である「研究実践と論文作成（24 単位）」を履修し、48 単位修得すること。

（履修期間の目安：2 年次前期～4 年次後期）

上記①から⑥を満たす合計 72 単位以上を修業年限 4 年間に修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文を両大学に提出し、その審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。学位論文の成果または成果の一部は、査読制度のある国際学術雑誌に掲載済みまたは掲載することが認められていなければならない。

本専攻の修了要件は、本学医歯学総合研究科医歯学専攻の修了要件である 4 年以上の在学、30 単位以上の修得、学位論文審査の合格、という条件を満たして

いる。

一方、タイ王国では、博士課程の修了要件について、タイ王国教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第 13 項」において、修了要件が次のとおり規定されている。

「プログラムに規定された全ての科目を履修し、学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。なお、修了に必要な単位数として 72 単位以上とする。」

マヒドン大学では、博士の学位授与に係る修了要件はプログラムごとに規定されており、両大学の協議により定めた本専攻の修了要件がマヒドン大学の修了要件となる。

(資料 3：履修モデル)

(6) 臨床・研究指導方法

本専攻の臨床指導及び研究指導は、公平かつ適切な指導体制を確保し教育の質を担保するために、入学前の学生の状況や能力に応じて、両大学の専任教員が協力して責任をもつ複数指導体制を基本とする。具体的には、本学とマヒドン大学の両大学から臨床担当の主・副指導教員及び主・副研究担当教員を配置する。学生指導全体の責任は、臨床担当の主指導教員が持つ。この体制の管理・運営のため、両大学の教員により構成されるプログラム運営委員会を設置し、指導教員の配置及び学位論文に関する各種試験の実施・助言等を行う他、指導教員間における円滑な連携が取れるよう情報共有を行う。

指導にあたっては、学生がどちらの大学に滞在していても E-mail や、Skype、テレビ会議システムなどのメディア、両大学に開設した双方のサテライトオフィス等を効果的に活用し、指導する体制を確保する。

1) 主指導教員及び副指導教員

主指導教員は、入学手続き大学から、学生が専門とする外科系専門分野の教員が配置され、専門分野における高い技術の習得のみならず、その分野の知識や考察力及び基本・応用技術を幅広く修得できるよう、責任を持って臨

床指導を行う。副指導教員は、連携大学の教員から選ばれ、主指導教員と協力して指導を行う。主・副指導教員が連携して指導を行うことにより、各国の特色を活かした臨床環境のもと高度な知識・技術を修得できるよう支援する。

2) 主研究担当教員及び副研究担当教員

主研究担当教員は、学生が学位論文を執筆できるよう管理し、研究テーマの設定から学位論文に至るまでの一連の研究指導を、責任を持って行う。主研究担当教員の選定については、学生が設定した研究テーマに関連する分野の教員が配置される。副研究担当教員は、学生の研究テーマに応じ、主研究担当教員と協力し、指導を行う。副研究担当教員は、研究テーマを考慮し、連携大学の教員から選定される。

主・副研究担当教員が連携しながら指導を行うことにより、きめ細やかな研究指導を行うことが可能となり、研究遂行に必要な知識・技術の習得を支援する。

なお、学生の臨床専門分野と研究テーマの関連性によっては、臨床担当の指導教員と研究担当教員が同一となることも考えられることから、学生に配置される指導教員は2~4名となる。

(7) 学位論文審査体制

本専攻の学位授与にかかるステップは、以下の3段階を以って東京医科歯科大学とマヒドン大学の教員で構成されるプログラム運営委員会等で実施する。

第1段階：論文企画審査（2年次後期終了時）

論文企画審査は、東京医科歯科大学とマヒドン大学の教員のうち、プログラム運営委員会から承認された3名以上の教員により実施する。

本審査の目的は、学生が博士論文の作成を行うにあたり、思考過程を表現する能力、分析力、問題解決能力を備え、自力で研究を構築する準備が整っているかを確認することにある。本審査は、研究テーマに関する資料をもとにSkype、テレビ会議システム等により面接（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。

審査での確認項目、質疑応答の設問内容及び試験場所については、両大学で協議し、決定する。

第2段階：学位論文審査（4年次後期）

学位論文審査は、東京医科歯科大学とマヒドン大学の教員のうち、プログラム運営委員会から承認された4名以上の教員により実施する。

本審査の目的は、研究遂行能力、研究成果の説明能力、及び自立した研究活動を遂行する能力が備わっているかを確認することにある。本審査は、学位論文をもとに、Skype、テレビ会議システム等により面接（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。

審査での確認項目、面接試験、設問内容及び試験場所については、両大学で協議し、決定する。

なお、審査基準は、平成27年2月に本学大学院の学位論文の審査基準として「研究目的の先駆性・独創性」、「社会的意義」、「研究方法・倫理観」、「考察・今後の発展性」の4項目ごとにそれぞれ必要な要件等を定めた「東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準」の水準以上の内容を策定するものとする。

また、本審査終了後、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭または筆答による最終試験を行う。

第3段階：学位授与の最終審議（学位論文審査後）

学位論文審査に合格した後、プログラム運営委員会、併せて両大学の権限のある研究科委員会等での承認をもって、学位授与を認める。

（資料4：博士学位取得までのプロセス）

（8）研究倫理審査体制

本学医学部に国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則に基づき東京医科歯科大学医学部倫理審査委員会（以下医学部倫理審査委員会という。）が設置されている。

本学の研究者が行う人を直接対象とした医学の研究等において、ヘルシンキ宣言及び国の定める倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする医学部倫理審査委員会では、研究の対象となる個人の人権の擁護、個人の理解を求め同意を得る方法、研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮を観点に速やかに審査を行う体制が整えられている。

医学部倫理審査委員会は、以下に掲げる委員により構成される。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
 - ア 基礎医学系の教授
 - イ 臨床医学系の教授
 - ウ 保健衛生学科教授
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- (4) その他医学部長が必要と認めた者

医学部倫理審査委員への申請方法、提出書類、スケジュール、その他本委員会での審査を受ける前に審査が必要である利益相反委員会、遺伝子解析を伴う研究の場合の提出書類などについては、学内向けホームページ上で周知している。

これらのことから、本学では、研究の倫理審査体制は機能しており、本研究科における倫理審査に対する受入れ体制は十分整っている。

マヒドン大学にも同様にマヒドン大学医学部倫理審査委員会が設置されている。委員会の委員長は、研究担当の副学部長、委員は学内有識者、外部の有識者及び法律関係者によって構成される。申請後、本委員会で審査され、大学本部に審査結果が報告される。研究者は、大学本部から承認書を受理した後、研究を行うことが出来る体制となっている。

(資料 5 : 「国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則」及び「東京医科歯科大学医学部倫理審査委員会内規」)

7. 施設、設備等の整備計画

本専攻を設置する東京医科歯科大学及びマヒドン大学は、以下のとおり既存の校地、校舎及び設備等を共同利用する。

(1) 東京医科歯科大学

1) 校地の整備計画

本専攻に参画する専任教員の教育研究拠点が湯島地区キャンパス・駿河台地区キャンパスに位置する大学院医歯学総合研究科であることを踏まえ、湯島地区キャンパス施設・設備等を使用する。湯島地区キャンパス・駿河台地区キャンパスには、教育研究棟(7棟以上)の他、医学部附属病院、歯学部附属病院、生

体材料工学研究所、難治疾患研究所等の附属施設棟を有しており、本専攻で主に利用する医学部附属病院及び M&D タワーは、本専攻で実施する教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。なお、他の学部・大学院と同施設等を使用するが、本専攻の収容定員数（12 人）が非常に少ないことから、当該学部・大学院の教育研究には支障がない。

2) 自習室について

大学院学生は指導教員の研究室において、各々の研究テーマに基づいた実験・研究を行っている。また、図書館に自習可能なスペース（席）を設けているほか、共同研究室を 2 室設けており、自習する環境は十分に整えられている。

3) 校舎等施設の整備計画

本専攻では、東京医科歯科大学の湯島地区キャンパスの既存の施設・設備等を利用する。講義形態をとる授業や研究・演習等の実験を伴う授業科目において、既存の施設、実験室及び実験器具を共同利用することにより、本専攻に係る大学院教育及び研究に充分に必要な環境が整備され、より多面的な教育・研究を実施することができる。

また、研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセントの整備を整えており、大学院教育及び研究に必要な機能は備えている。

4) 図書館の整備事業及び資料

東京医科歯科大学図書館本館（311 席、延べ面積 4,644 m²：湯島キャンパス）は、医歯学分野に特化した蔵書が特徴であり、約 11 万冊の蔵書に加え、約 8,800 タイトルの電子ジャーナルを提供している。電子ジャーナルタイトルは、Nature、Science などの総合科学誌をはじめ、Elsevier Science Direct、Springer Link、Wiley-Blackwell Full Collection、Ovid LWW Fixed 50 Collection、American Chemical Society 等から主要な医学系タイトルへ 24 時間アクセスが可能となっている。データベースでは、医学分野でデファクトスタンダードと言える PubMed、医中誌 Web、Medical Online、Up to Date、Journal Citation Reports、Web of Science などが利用可能である。これらの電子的資料については、学内はもちろんのこと、VPN（要認証）により学外からいつでも利用できるよう整備している。

開館時間は、平日 8 時 30 分から 22 時まで、土曜・日曜・祝日 10 時 00 分から 18 時 30 分までで、年末年始と計画停電時を除き、原則として休館は無い。館内には、PC を 132 台設置し情報教育や CBT 等にも対応した情報検索室、学生が図書館資料を用いて議論を行いながら学習を進めるラーニング・ commons の他、無線 LAN、プリンター、コピー機等を設置している。製本雑誌等、資料の大部分は地下に設置された自動書庫に収納し、閲覧スペースを十分確保している。また、セキュリティに配慮し、IC 型学生証や職員証で認証を受けないと入館できないようゲートを設置し、館内に防犯カメラも設置している。

(2) マヒドン大学

1) 校地の整備計画

マヒドン大学においては、本専攻に参画する専任教員の教育研究拠点がシリラート病院医学部キャンパスであることを踏まえ、医学部キャンパス施設・設備等を使用する。本専攻で主に利用する教育研究棟は、トラウマビルディング、シリラート病院外来病棟、遠隔医療・教育を行うセンター2、医療シミュレーショントレーニングセンター、がんセンター、サテライトオフィス、シリラート病院であり、本専攻における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

2) 自習室について

マヒドン大学においては、大学院学生は指導教員の研究室において、各々の研究テーマに基づいた実験・研究を行っているため、共有の自習室は特に設けていないが、図書館にコンピューターゾーン、マルチメディアゾーン、リーディングゾーンの3つの自習できる場所(席)を設けており、個人及びグループでの学習を行う環境は十分に整えられている。

3) 校舎等施設の整備計画

本専攻では、マヒドン大学シリラート病院医学部キャンパスの既存の施設・設備等を共同利用する。講義形態をとる授業や研究・演習等の実験を伴う授業科目において、既存の施設、実験室及び実験器具を共同利用することにより、本専攻に係る大学院教育及び研究に十分に必要環境が整備され、より多面的な教育・研究を実施することができる。

また、研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセントの整備を

整えており、大学院教育及び研究に必要な機能は備えている。

4) 図書館の整備事業及び資料

マヒドン大学シリラート病院医学部の図書館は臨床医科学、熱帯医科学、生物医科学を中心に 135,822 冊（英書 82,589 冊、タイ書 53,233 冊）、705 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、近年は特に社会医学、保健政策、疫学、統計等、特に基礎医学分野に注力している。また、デジタル図書館情報サービスを有し、インターネットや VPN 経由でマヒドン大学の図書館の 10,000 タイトルの電子ジャーナルにもアクセスが可能である。図書館ではコピー機、自習室、会議室の他、インターネット、パソコン、視聴覚教材が利用できる。

8. 既設の専攻との関係

本専攻の母体となる本学大学院医歯学総合研究科は、医学、歯学、生命理学、生体工学領域の研究分野が互いに連携することにより多様な大学院プログラムを実施し教育の機会を提供している。また、研究分野を超えた横断的、複眼的な指導に努めることで学位論文の質の向上を図っている。本専攻は、外科系専門分野に特化しているが、医歯学専攻の教員が本専攻の専任教員を兼ねる体制を構築しており、臨床教室と基礎教室の有機的な連携により、教育・研究レベルを同等以上、またはそれ以上にすることにより学位の質を保証することとする。

（資料 6：既設の専攻との関係）

9. 入学者選抜の概要

医学部を卒業後に医師の資格を得たのち、外科及び専門医研修（日本では 3 年、タイ王国では 4 年）を終えた者を本専攻の対象とし、外科系専門科学についての知識・技術に優れ、医療ニーズの多様化に対応できる研究心旺盛な医師であり、将来日本、タイ王国のみならず、広く ASEAN 地域等において指導的立場として活躍し得る人材を想定している。

(1) アドミッション・ポリシー

マヒドン大学との協議による合意に基づき以下のアドミッション・ポリシーを定め、これに従い入学者選抜試験を実施する。選抜は、両大学の出願資格を満

たす学生を対象として、両大学の教員で構成されるプログラム運営委員会が行う。

- 1) 外科系専門科学を専攻する者で、外科系専門科学の基本的な知識・技術を身につけ、さらにより一層高度な臨床技術、及び研究に立脚した考え方を修得したいと考える人材
- 2) 本専攻で培った専門的知識・経験を活かし、外科系専門科学領域に応用しうる基礎研究及び臨床研究に従事し、日本及びタイ王国の国家的プロジェクトまたは国際的な臨床または教育・研究の場において先導的役割を果たしたいと考えている人材

(2) 入学選抜の概要

本専攻における学生受け入れに関する考え方（アドミッション・ポリシー）で求めている人材を確保するため、入学資格及び出願資格並びに両大学による厳格な選抜方法により、受験生と大学の求めるものが適切に合致した受験生を受け入れる。特に、両大学教員が合同で行う面接試験に際しては、学生受け入れに関する考え方に関連する質問項目を重点的かつ表現を変えて質問しその回答を踏まえ、合議して判定する。

1) 入学資格

本専攻では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施するため、日本及びタイ王国の法令に基づき、両大学が定める入学資格を満たすとともに以下に該当する者とする。

- ① 外科系領域を専門とする医師
- ② GPA3.0以上の成績を修めた者、または両大学が出願資格審査を行い出願資格を認める者
- ③ TOEFL iBT32点以上、TOEFL PBT400点以上、IELTS3.0以上のいずれかの成績を、志願日の直近の2年以内に取得した者

なお、両大学が定める入学資格はそれぞれ以下のとおりである。

【東京医科歯科大学の入学資格】

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- ② 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- ⑤ 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学（6年の課程））に4年以上在学し、又は、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑥ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- ⑦ その他本学大学院において、大学の医学、歯学及び獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【タイ王国における大学院博士課程の入学資格】

（タイ王国教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第11条」により規定）

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学士の学位を取得している者
- ② 修士の学位を取得している者

【マヒドン大学の入学資格】

（「マヒドン大学規則35.4」に規定）

次に該当する者とする。

- ・ 高等教育委員会事務局が認定した高等教育機関の学士課程若しくは同等の課程又は修士課程若しくは同等の課程（各教育課程で規定された詳細に基づく）を修了している又は最終学期に在籍中であること
- ・ 学士課程又は同等の課程の修了者は優秀なGPAを修めていること、修士課程または同等の課程の修了者はGPAが3.50以上であること
- ・ 各教育課程の教育課程運営委員会が入学募集を公示した際に規定した

ところに従い、その他の資格を備えていること

上記で定められたところとは異なる資格を持つ者は、教育課程長及び大学院長の裁量により、出願が認められることもある。

2) 選抜の方法・時期

入学者選抜試験は、プログラム運営委員会が共同で実施し、書類選考、筆記試験（英語による小論文）、面接試験によって選抜を行う。

両大学が合同で入学者選抜試験を実施し、入学定員は3名とする。ただし、入学手続き大学ごとの入学する学生数は定めない。各大学から入学する学生数は、年度ごとには正確に等しくしなくても構わないが、本専攻の運営期間を通して均衡を保つよう両大学で検討する。

入学者選抜試験は、適切な時期に実施し、入学時期は4月とする。

3) 転専攻に係る取扱い

天災や騒乱等、不測の事態によりいずれかの大学に本専攻の運営の継続、及び学位授与に困難が生じた場合は、プログラム運営委員会が協議を行い、問題の解決を図るが、在学中の学生が不利益を被ることのないよう入学手続き大学の裁量により、既存専攻への転専攻を認め、各大学が責任を持って適切な措置を講じる。また、本学医歯学総合研究科に所属する学生が本専攻への転専攻を志願する場合は、両大学が協議・選考の上、当該研究科委員会の意見を聴いて、転専攻を許可することとする。

(3) 入試運営体制

プログラム運営委員会が指名する試験委員が書類選考、合同面接試験による入学者選抜試験を行い、両大学が合同で合否の判定を行う。合否判定結果を受け、それぞれの大学で入学承認手続きを行い、入学許可書の交付手続きを行う。

(4) 周知方法等

本専攻への進学検討者を増やし且つ進学意欲を高めるために、取得できる学位、修了要件、教育内容や教育方法、アカデミック・カレンダー、授業料等、本専攻に関する基本的情報を、両大学のホームページに掲載するとともに、ポスター等を用いて周知に努める。また、それぞれの大学における奨学金や福利厚生等

の学生支援についても、それぞれの大学のホームページにて情報提供を行う。

本学においては、大学院入試説明会、初期研修医説明会、後期研修医説明会等の機会を積極的に活用し、マヒドン大学の持つ大規模な臨床データベースへのアクセスや日本のみでは経験することのできないタイおよび ASEAN 地域での臨床フィールドワークの機会を得られること、国際的な教育研究又は臨床の場における指導的能力を醸成しうること、及び国際的なネットワークを構築しうることを説明し、本専攻のようなジョイント・ディグリー・プログラムが、グローバルな視点をもつ国際性豊かな医療人の育成を目指すメリットの大きなプログラムであることを周知する。

他方、タイにおいては、マヒドン大学において大学院説明会の開催を行うとともに、タイならびに ASEAN 地域で開催される外科系学会において本専攻についての説明ブースを設け、がん研究・診療における集学的治療を牽引する医療人材の養成を目指すプログラムであることの周知に努める。

10. 管理運営

(1) 学部長会議

本専攻全体の総括を行い、本専攻に関連する以下の事項について協議し決定する場として学部長会議を設置する。本会議の委員は、本学及びマヒドン大学の学長が委嘱する各大学の代表者により構成され、年1回以上開催する。

- 1) 教育課程の編成に関する事項
- 2) 教育組織の編成に関する事項
- 3) 入学者の選抜、転専攻及び学位の授与に関する事項
- 4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

(2) プログラム運営委員会

本専攻に関連する以下の事項について協議し決定する機関としてプログラム運営委員会を設置する。当該委員会の委員は、本学及びマヒドン大学の教員各3名から構成され、原則毎月1回開催する。

- 1) 入学者選抜、及び転専攻に関する事項
- 2) 学籍に関する事項

- 3) 厚生補導に関する事項
- 4) 授業計画及び履修に関する事項
- 5) 教育組織の編成に関する事項
- 6) 教育方針及び教育方法に関する事項
- 7) 進級及び修了の認定に関する事項
- 8) 学位論文審査に関する事項
- 9) 教育研究活動状況等の評価に関する事項
- 10) その他教育研究に関し必要な事項

(3) 事務組織

本専攻における学生は入学手続き大学、及び連携大学の両大学に籍を置くことから、国際連携専攻の事務処理を担当する事務組織を入学手続き大学、及び連携大学のそれぞれに置き、両大学の事務職員が緊密に連携して調整を行い、本専攻の円滑な運営に努める。具体的には、合同の委員会（学部長会議、プログラム運営委員会）の運営にかかる庶務、履修登録を含むカリキュラムに関する事項のサポート等を行う。

本学においては、連携外国大学の教職員や学生とのコミュニケーションが円滑に図れるよう英語能力を有した事務職員を必要人数配置し、統合国際機構事務部が中心となって担当する。

マヒドン大学では、シリラート病院医学部国際課を中心に関係各課が連携し、本学のカウンターパートとなって本学との調整を行い、本プログラムの実施を支援する。

(資料7：管理運営体制)

1.1. 自己点検・評価

(1) 全学的実施体制

本学では、中期計画の進捗状況や達成状況を自己点検・評価し、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）を螺旋状に積み上げて発展に結び付ける内部質保証システムを確立することとしている。

内部質保証システムを充実する方策として、それぞれの組織体・部局ごとに、

年次計画の実施状況調査に基づいて、①当初の計画を超えて取組が進んだ事項とその要因の分析及び今後の展開、②進捗が遅れた事項とその要因の分析及び改善方策の立案、③当該年度に係る特殊要因への対応について、毎年度に自己点検・評価報告書としてとりまとめている。

自己点検・評価報告書を通じて、教職員が計画の進捗状況はもとより、取り組みが進んだ計画や遅れた計画の理由を分析し、その改善方策を認識・共有している。

（２）本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価

本専攻においては、各大学において毎年自己点検を行い、隔年で本学及び連携外国大学であるマヒドン大学の委員で構成されるプログラム運営委員会が協同で自己点検・評価を行い、報告書を作成する。本報告書はプログラム運営委員会の上に位置する学部長会議にて承認される。

また両大学は、自己点検・評価の結果に基づき、第三者評価委員会による外部評価を受ける。第三者評価委員会委員は、外国を含む外部の学識経験者、本専攻の学問分野あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を有し、博士学位授与実績のある本学以外の機関に所属する教授等から構成される。外部評価の結果は、外部評価報告書にまとめられ、学部長会議において報告される。なお、外部評価については、プログラム開設年度を評価対象として2021年に初めて受審し、論文審査を実施する2024年に2回目を受審する。それ以降は4年に1回受審することとする。

自己点検・評価及び外部評価の結果は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）等により両大学の教員に還元され、教育の質の向上を図るほか、ホームページ等に掲載し、一般に公開される。

マヒドン大学においては、タイ王国の高等教育にかかる質保証制度は国家教育法 B. E. 2542（1999）改正 No. 2. B. E. 2545（2002）に基づき、内部質保証制度と外部質保証制度を受審することが義務付けられている。また内部質保証制度として、自己点検・評価を行い、その内容を学内関係者に報告するとともに、報告書を作成・公開し、質向上に関する見解と教育基準に関しても公開することとしている。

12. 連携外国大学について

タイ王国の国際連携教育課程の制度については、タイ王国教育省告示「タイ王国の学術機関と外国の学術機関との協力の合意に関するガイドライン」(2007年2月1日)の第6条「学習と教育」に取扱いが規定されており、タイ王国側の学術機関と外国の学術機関が連携カリキュラムを編成する場合、双方の学術機関が承認し、連携協定を締結することとされている。協定締結後、タイ王国側の学術機関は、質保証委員会、教育政策委員会(教育省高等教育庁)にそのカリキュラムを提出し承認を得ることが規定されており、タイ王国の大学とジョイント・ディグリー・プログラムを実施することについては制度上の問題はない。また、学位授与に関しては、タイ王国の学生が外国の学術機関から学位が授与される場合、外国の学術機関で、少なくとも1学期、もしくは、コースの半分を学修しなければならないと規定されているが、本専攻では、半年から最大2年間、日本に滞在して履修するカリキュラムを編成していることから同様に制度上の問題はない。

タイ王国の高等教育の質保証制度は国家教育法B. E. 2542 (1999) 改正 No. 2. B. E. 2545 (2002) に基づき、タイ王国内の大学は、前回の受審から5年以内に外部質保証制度による評価を受審し、評価結果を一般に公表することがすることが義務付けられている。国家教育法に基づいて、2015年に公的機関である全国教育水準・質評価局(The Office of National Education Standards and Quality Assessment: ONESQA)の外部評価をマヒドン大学が受審した結果は、全指標(18指標)において平均点が4.67と5段階評価中最上位の最優秀という評価であり、シリラート病院医学部は平均点4.80と同様に最上位の最優秀の評価であった。

13. 協議及び協定について

(1) 合同の委員会における協議

1) 学部長会議

学部長会議は、テレビ会議システム等を利用して年1回以上開催することとし、プログラム運営の全体を総括し、自己点検・評価を行うことで両大学が問題の把握と解決に向けた協議を行い、円滑な運営を図る。

2) プログラム運営委員会

プログラム運営委員会は、テレビ会議システム等を利用して原則毎月 1 回開催することとし、本専攻の運営の実務や、個々の学生の研究の進捗、学術活動の調整等、教育に関わる事項について協議する。

(2) 主・副指導教員間における協議

主・副指導教員、及び主・副研究担当教員は、学生の研究、履修の進捗に合わせて随時メール、Skype、テレビ会議システム等を用いて学生の研究指導を行い、問題点の抽出と解決に向けた協議を行う。

(3) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き

天災や騒乱等、不測の事態によりいずれかの大学に本専攻の運営の継続、及び学位授与に困難が生じた場合は、プログラム運営委員会が協議を行い、問題の解決を図るが、在学中の学生が不利益を被ることのないよう学生の入学手続き大学の裁量により、既存専攻への転専攻を認め、各大学が責任を持って適切な措置を講じる。

(4) 協定書の締結者等

本専攻の設置にかかる協定書は、両大学の代表者である学長が連名で署名し、さらにマヒドン大学においてはマヒドン大学大学院研究科長、及びマヒドン大学シリラート病院医学部長も署名することとする。いずれも責任ある意思決定者であることは明確である。

協定の内容は、資料 8「協定書を説明する資料」のとおりである。

(資料 8：協定書を説明する資料)

1 4. 学生への経済的支援に関する取組

検定料、入学料、授業料は入学手続き大学のみが徴収する。学生は両大学に入学し二重に学籍を持つことになるため、それぞれの大学が定める授業料等を納付する必要があるが、本専攻においては上記のとおり学生は入学手続き大学における授業料等のみを負担し、連携大学における授業料等を重複して負担しない仕組みとする。

また、学生への経済的負担を軽減するために教育課程を編成する上で、それぞ

れの大学において一定期間まとめて授業を受けることが出来るよう配慮し、移動や滞在に伴う学生の負担を軽減している。この他にも各大学では学生に対する経済的支援を用意する。東京医科歯科大学では、経済的支援として奨学金制度を整備し、また日本学生支援機構の海外留学支援制度等も活用し奨学金を支給する。マヒドン大学を入学手続き大学とする学生に対しては日本で履修する期間の滞在先として国府台（市川市）、南行徳（市川市）にある本学宿泊施設（国際交流会館）の居室を提供する。

マヒドン大学では、マヒドン大学を入学手続き大学とする学生を対象に、本専攻修了後、シリラート病院医学部のスタッフとなることを条件に各年度 2 名以上を対象として奨学金を支給する。

15. 情報の公表

本学では、広報に関する企画・立案、大学概要の発行、大学広報誌発行に関する業務を行う部署として総務部総務秘書課に広報係を設置し、ホームページや広報誌等を通じて、大学の社会・産学連携情報、教育研究活動、社会貢献活動等の情報を内外に積極的に発信している。

また、マヒドン大学においても、本学同様にホームページにて積極的に情報を発信している。

本専攻にかかる教育研究活動、カリキュラム編成、入学者選抜試験をはじめとする情報は、英語にて速やかにホームページに掲載し、学生及び社会に公表することとする。また、自己点検・評価報告書や外部評価による評価結果もホームページに公開する。

（1）東京医科歯科大学

①大学ホームページアドレス <http://www.tmd.ac.jp/>

②ホームページにて学校教育法施行規則に基づく公表

（下記アドレスにて一括して閲覧可能）

<http://www.tmd.ac.jp/outline/disclosure/education/index.html>

トップ>大学案内>情報公開・個人情報保護>教育等の情報

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

 ミッション・教育理念

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- 大学の組織
 - 各学部・学科、研究科・専攻の組織
- ウ 教員組織、教員の数及び各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 教員組織
 - 教員数
 - 外国人教員数
 - 教員あたり学生数（常勤教員と非常勤教員）
 - 学位、業績
 - 海外において通算位年以上教育研究に従事した日本人教員の在籍状況
 - 海外で学位を取得した日本人教員の在籍状況
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - アドミッション・ポリシー
 - 入学案内
 - 学生数・収容定員数
 - 外国人留学生在籍者数
 - 卒業者・修了者数
 - 大学院修了率
 - 大学院修了者数
 - 卒業後の進路
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - カリキュラム・ポリシー
 - インターンシップ
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること
 - ディプロマ・ポリシー
 - 学則
 - 全学共通科目履修規則
 - 学部専門科目履修規則
 - 大学院履修規則
 - 学位規則
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップ

交通アクセス

交通アクセス

運動施設等

課外活動

福利厚生

福利厚生施設

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料・入学料

授業料・入学料免除

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

保健管理センター

学生相談・就職支援部（旧チューデントセンター）

国際交流センター

奨学金について

留学生向け奨学金について

学生寮について

留学生宿舎について

学生保健制度について

就職支援について

コ その他

学則等各種規定

(<http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/shokisokutop.html>)

トップ>大学案内>組織・規則>東京医科歯科大学規則集)

設置計画履行状況報告書

(http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/kyoumuka_51943653ac0c6/index.html)

トップ>学部・大学院>大学院医歯学総合研究科（平成24年度より改組）
>設置計画履行状況報告書)

自己点検・評価

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html>)

トップ>大学案内>大学の計画と評価>自己点検・評価)

認証評価の結果

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/ninsho/ninsho.html>)

トップ>大学案内>大学の計画と評価>認証評価)

大学概要、大学案内冊子

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/introduction/index.html>)

トップ>大学案内>大学紹介)

広報誌冊子

(<http://www.tmd.ac.jp/outline/magazine/index.html>)

トップ>大学案内>広報誌)

(2) マヒドン大学

【マヒドン大学】

1) 大学ホームページアドレス

<https://mahidol.ac.th/>

2) 大学の教育研究上の目的に関すること

<https://mahidol.ac.th/core-value/>

トップページ>About>About Mahidol>Core Value

3) 教育研究上の基本組織に関すること

<https://mahidol.ac.th/governance/>

トップページ>About>About Mahidol>Governance

<https://mahidol.ac.th/fact-figures/>

トップページ>About>Fact& Figures

4) 教員組織、教員の数及び各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://mahidol.ac.th/university-executives/>

トップページ>About>Administration>University Executives

<https://mahidol.ac.th/deans-director/>

トップページ>About>Administration>Dean & Director

5) 入学者に関する受入れ方針

<http://www.grad.mahidol.ac.th/en/prospective-students/admission-requirement.php>

トップページ>Admissions>Graduate>Prospective Students
>Admission Requirement

6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://www.grad.mahidol.ac.th/en/prospective-students/degreeEN.php>

トップページ>Admissions>Graduate>Prospective Students>Curriculum

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.grad.mahidol.ac.th/th/asset/img/contact-us/map.jpg>

<https://mahidol.ac.th/photo-gallery/>

トップページ>Mahidol Link>Photo gallery

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.grad.mahidol.ac.th/en/current-students/tuition-fee.php>

トップページ>Admissions>Graduate>Prospective Students>Tuition Fee

【シリラート病院医学部】

1) 大学ホームページアドレス

<http://www.si.mahidol.ac.th/>

<http://www.sirirajgrad.com/>

2) 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/vision-mission/>

[トップページ](#)>About Siriraj>Vision & Mission

3) 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/a-chronicle-of-siriraj/>

[トップページ](#)>About Siriraj>A Chronicle of Siriraj

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/siriraj-culture/>

[トップページ](#)>About Siriraj>Siriraj Culture

4) 教員組織、教員の数及び各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/administration/faculty-of-medicine-siriraj-hospital/>

[トップページ](#)>About Siriraj>Administration>Faculty of Medicine
Siriraj Hospital

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/administration/office-of-the-director/>

[トップページ](#)>About Siriraj>Administration>Office of the Director
<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/administration/department-chairs/>
[トップページ](#)>About Siriraj>Administration>Department Chairs

5) 入学者に関する受入れ方針

<http://www.educationsi.sicsc.net/index.php/joomla-page/2016-02-05-10-09-35/2016-02-05-10-09-58>

6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://www.grad.mahidol.ac.th/en/prospective-students/degreeEN.php>
マヒドン大学[トップページ](#)>Admission>Graduate>Prospective Students
>International Program>Faculty of Medicine Siriraj Hospital

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www2.si.mahidol.ac.th/en/map-location/>

[トップページ](#)>About Siriraj>Map&Location

<http://www.sirirajgrad.com/en/life-in-siriraj/>

トップページ>Admission>Postgraduate>Prospective Student
>Life in Siriraj

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.grad.mahidol.ac.th/en/prospective-students/PDF/curriculum/2018/si-01.pdf>

マヒドン大学トップページ>Admission>Graduate>Prospective Students
>Tuition Fee>Faculty of Medicine Siriraj Hospital

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本専攻を安定的に運営し、教育研究上の目標の達成、及び継続的な教育水準の維持向上を図るため、両大学は学生へ授業評価アンケートを行い、また指導教員と学生とのテレビ会議システム等を活用した対話を通じて、学業の成果等について意見聴取を行う。この結果を担当教員や指導教員にフィードバックし、教育の質の向上や改善に活用する。

また、プログラム運営委員会を中心に教育の評価、及び効果を検証し、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学者選抜試験の実施方法等の改善に反映させ、教育の現場にフィードバックする。

さらにカリキュラム編成や教材作成に関する事項等、本専攻の特性や対象に合わせて両大学が合同で教員研修を実施し、各教員の教育技法の向上等を図る。

以上

設置の趣旨等を記載した書類
資 料 目 次

資料 1 : 学位記様式

資料 2 : 履修スケジュール

資料 3 : 履修モデル

資料 4 : 博士学位取得までのプロセス

資料 5 : 「国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則」及び
「東京医科歯科大学医学部倫理審査委員会内規」

資料 6 : 既設の専攻との関係

資料 7 : 管理運営体制

資料 8 : 協定書を説明する資料

Degree Certificate

資料1

学位記

Tokyo Medical and Dental University and Mahidol University
東京医科歯科大学およびマヒドン大学

This is to certify that

FORENAME SURNAME

氏 名

Date of birth DD MM, YYYY
生年月日 ○○○○年○○月○○日

has been awarded the degree of

Doctor of Philosophy in Medical Sciences

in

Joint Degree Doctoral Program

between Tokyo Medical and Dental University and Mahidol University
for having duly completed the requirements prescribed in the Agreement
concluded between Tokyo Medical and Dental University and Mahidol
University on ** **, ****

東京医科歯科大学及びマヒドン大学の間で○○○○年○○月○○日に締結された協定に基づく「東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻」を修了したので博士（医学）の学位を授与する。

Date of issue DD MM, YYYY
学位授与日 ○○○○年○○月○○日



Signature

Prof. Yasuyuki Yoshizawa,
President, Tokyo Medical and Dental University
東京医科歯科大学学長



Signature

Prof. Emeritus Kasem Watanachai,
Chairman, Mahidol University Council
マヒドン大学審議会議長

Signature

Prof. Banchong Mahaisavariya,
President, Mahidol University
マヒドン大学学長

履修スケジュール

学位論文、及び国際的な学術雑誌に掲載された論文により審査を行う。



【学生のモビリティ(例)】

パターン1 パターン2

4年次	第8semester	連携大学	↑	連携大学で履修する時期は、学生の研究の内容により第3から第7semesterまでの間とし、滞在期間は最短1semester、最長4semesterとする。	学位授与の最終審議 学位論文審査・最終試験			⑤
	第7semester				臨床基幹科目Ⅱ	滞存する連携大学の指導教員の診療科で、臨床能力の維持・発展につなげる	研究実践と論文作成 (48) TMDU 24単位 MU 24単位	④
3年次	第6semester	連携大学	↑	連携大学で履修する時期は、学生の研究の内容により第3から第7semesterまでの間とし、滞在期間は最短1semester、最長4semesterとする。	共同開設科目 5単位	がん医療専門科目 (5) TMDU 2単位以上 MU 2単位以上	論文企画審査	③
	第5semester							
2年次	第4semester	入学手続き大学	↓	連携大学で履修する時期は、学生の研究の内容により第3から第7semesterまでの間とし、滞在期間は最短1semester、最長4semesterとする。	臨床基幹科目Ⅰ	臨床統計・情報医科学 関連専門科目 (4) TMDU または MU 2～4単位	研究基幹科目 (8) 外科系専門分野 4～8単位 外科系関連医科学分野 0～4単位	②
	第3semester							
1年次	第2semester	入学手続き大学	↓	連携大学で履修する時期は、学生の研究の内容により第3から第7semesterまでの間とし、滞在期間は最短1semester、最長4semesterとする。	臨床基幹科目Ⅰ	臨床統計・情報医科学 関連専門科目 (4) TMDU または MU 2～4単位	研究基幹科目 (8) 外科系専門分野 4～8単位 外科系関連医科学分野 0～4単位	①
	第1semester							

修了要件単位: 72単位
各semester最大取得単位数: 15単位

教育・研究指導体制:
指導教員(主・副)ならびに研究担当教員(主・副)を配置する。学生指導全体の責任は主指導教員が持つ。

TMDU: 東京医科歯科大学
MU: マヒドン大学

両大学による入学者選抜試験

選抜方法:
書類選考、筆記試験、合同面接

①～⑤に開催されるプログラム運営委員会にて学生の単位、成績管理を行う

東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻 履修モデル

入学時期	セメスター	1セメスター			2セメスター			3セメスター			4セメスター			5セメスター			6セメスター			7セメスター			8セメスター												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
MUを入学手続き大学とする者	滞在国	タイ									日本									タイ															
	履修例①	MU 臨床基幹科目 I (MU)(2)						TMDU 臨床基幹科目 II (5) *共同開設科目												学位論文審査・最終試験	学位授与の最終審議	学位授与													
		MU 生物医学研究法(2) 生物医学統計概論(2)			MU がんの生物学とがんの免疫学概論(1) 標準検査学概論(1)			MU 周術期患者管理学概論(1)			TMDU がん生物学・解剖学・病理特論(1) 臓器別がん(1)			論文企画審査																					
		MU 上部消化管外科学特論			MU システム薬理学特論(4)			TMDU 研究実践と論文作成(TMDU)(24)																											
								MU 研究実践と論文作成(MU)(24)																											
TMDUを入学手続き大学とする者	滞在国	日本									タイ			日本																					
	履修例②	TMDU 臨床基幹科目 I (TMDU)(2)						TMDU 臨床基幹科目 II (5) *共同開設科目												学位論文審査・最終試験	学位授与の最終審議	学位授与													
		TMDU 臨床・遺伝統計学(2) 疾患予防パブリックヘルス医学概論(2)			TMDU がん生物学・解剖学・病理(1)			TMDU 臓器別がん(1) がんゲノム(1)			MU 標準検査学議論(1) 基礎鏡視下手術概論(1)			論文企画審査																					
		TMDU 総合外科学特論(4)			TMDU 臨床解剖学特論(4)			TMDU 研究実践と論文作成(TMDU)(24)																											
								MU 研究実践と論文作成(MU)(24)																											

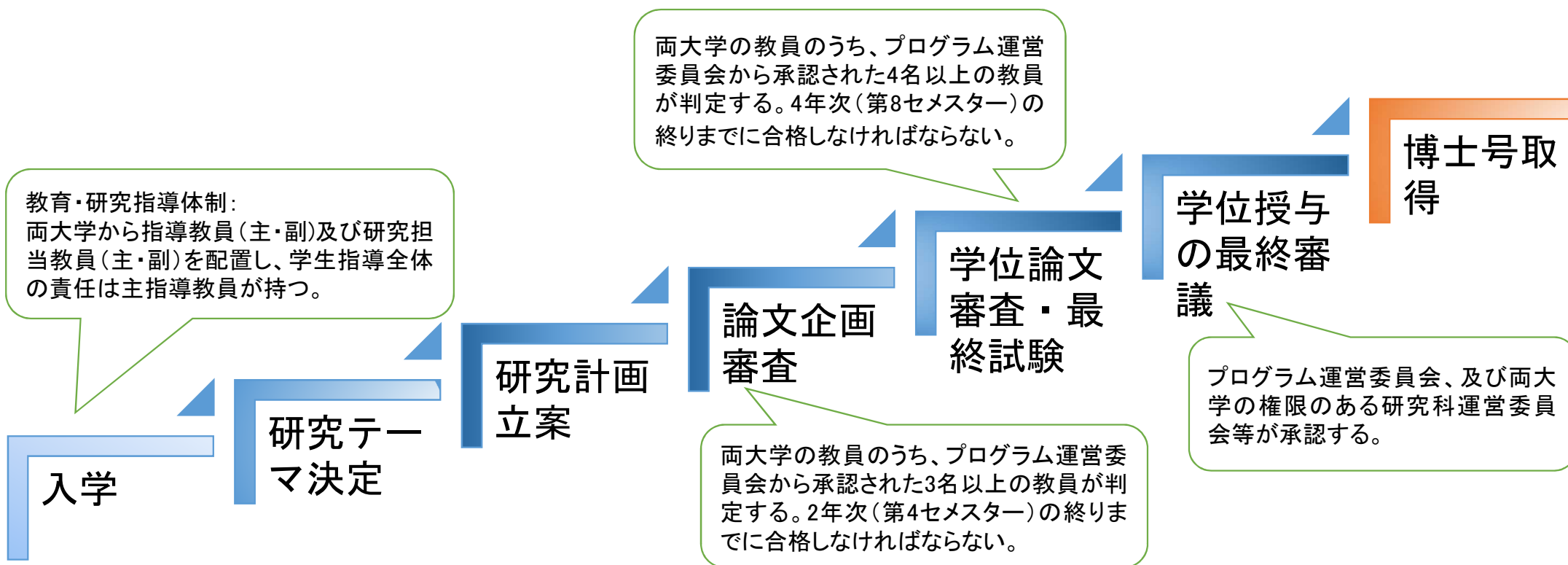
*凡例

- : (I) 臨床基幹科目
- : (II) 臨床統計・情報医学関連専門科目
- : (III) がん医療専門科目

- : (IV) 研究基幹科目 外科系専門分野
- : (IV) 研究基幹科目 外科系関連医科学分野
- : (V) 研究実践と論文作成

TMDU: 東京医科歯科大学
MU: マヒドン大学

博士学位取得までのプロセス



国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則

平成16年4月1日
規則第175号

(目的)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、人を対象とした医学及び歯学の研究等（以下「研究」という。）を実施するにあたり、当該研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる全ての関係者（以下「研究者等」という。）が、ヘルシンキ宣言及び国の定める法令又は倫理指針（以下、「倫理指針等」）の趣旨に沿った倫理的配慮を行い、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。

(研究機関の長の責務と権限の委任)

第2条 東京医科歯科大学長（以下「学長」という。）は、前条の目的を達成するため、必要に応じて、研究審査を行う委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該委員会に意見を求め、その意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可その他研究について必要な措置（以下「研究の許可等」という。）を決定しなければならない。また、学長は、実施を許可した研究が適正に実施されるために必要な体制等を整備しなければならない。

2 学長は、各学部（各附属病院を含む。）、教養部及び研究所（以下「学部等」という。）に委員会を設置する場合においては、当該委員会の設置及び研究の許可等の権限を、学部等の長（各附属病院長を含む。）へ委任する。

3 前項の委任を受けた学部等の長については、第1項を準用する。

4 第2項の委任を受けた学部等の長は、第3項において決定した研究の許可等について、学長に報告しなければならない。

5 学長は、研究者等から申請される研究の実施又は研究計画書の変更にかかる当該研究の許可等についての意見を求める委員会を決定する権限を、医療イノベーション推進センター長へ委任する。

6 学長は、研究者等が前条の目的を達成するために必要な知識及び技術を得るための教育・研修の場（以下「講習会等」という。）を設ける。また、学長は、講習会等にかかる権限を、生命倫理研究センター長へ委任する。なお、本条第2項の委任に基づき、学部等で開催された講習会等については、学部等の長は、生命倫理研究センター長へ報告を行う。

(細則)

第3条 委員会の運用及びその他研究が適正に実施されるために必要な細目等については、別に定める。ただし、前条第2項、第5項及び第6項の場合には、本項の権限についても、学部等の長、医療イノベーション推進センター長及び生命倫理研究センター長へ委任する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第35号）
この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第8号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第35号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月22日規則第202号）
この規則は、平成27年10月22日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
ただし、この規則の施行日より以前に定めた本規則の細目については、平成28年3月31日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（平成28年8月5日規則第118号）
1 この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
2 複数部局で医学倫理上の判断を必要とする研究計画及び倫理審査委員会を置かない部局に所属する者の研究計画の審査に関する申合せ（平成24年教育研究評議会申合せ）は、廃止する。

国立大学法人東京医科歯科大学医学部倫理審査委員会内規

〔平成24年5月26日〕
〔医学部長制定〕

(趣旨)

- 第1条 国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則(平成16年規則第175号。以下「審査規則」という。)第2条に基づき、医学部に医学部倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織及び運営等は、審査規則及び国立大学法人東京医科歯科大学医学部における医学系研究取扱要項(平成28年制定。以下「要項」という。)第5条第5項の規定に基づき、この内規の定めるところによるものとする。

(定義)

- 第2条 この内規における用語の定義は、要項第2条に定めるところによる。

(委員会の役割及び責務)

- 第3条 委員会は、東京医科歯科大学医学部長(以下「医学部長」という。)から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「倫理指針」という。)」及び要項に基づき、科学的観点、倫理的観点及び安全性の確保から医学部及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究について、科学的観点及び倫理的観点から必要な調査を行い、医学部長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。
- 3 委員会は、第1項の規定により審査を行った特定臨床研究について、実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、医学部長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。
- 4 委員会の委員は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 5 委員会の委員は、第1項の規定により審査を行った研究に関連する情報の漏洩等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに医学部長に報告しなければならない。
- 6 委員会の委員は、審査及び関連する業務に先立ち、科学的観点及び倫理的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を適宜継続に受けなければならない。

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者

ア 基礎医学系の教授 3名

イ 臨床医学系の教授 4名

ウ 保健衛生学科教授 1名

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干名

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名

(4) その他医学部長が必要と認めた者 若干名

- 2 前項の委員は、教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。
- 3 第1項の委員はそれぞれ他を同時に兼ねることはできない。
- 4 第1項の委員は男女両性により構成されなければならない。
- 5 第1項第2号から第4号までの委員は本学に所属しない者が複数含まれていなければならない。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の議事及び議決の成立要件)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければ会議を開くことができない。

- (1) 5名以上の委員が出席すること
 - (2) 第4条第1項第1号から第3号までの委員がそれぞれ1名以上出席すること
 - (3) 男女両性がそれぞれ1名以上出席すること
 - (4) 本学に所属しない者が複数名出席すること
- 2 委員会は、審査に当たって申請者に出席を求め、研究計画等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。
 - 3 委員会は、必要に応じ、専門事項を調査検討するため、有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 4 委員は自己の申請に係る審査に関与することができない。
ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできる。
 - 5 審査の判定は、原則として、出席委員の全会一致をもって決定する。
ただし、全会一致による決定が著しく困難な場合は、出席委員の3分の2以上の合意により決定できるものとする。
 - 6 第4項の規定により議事に加わることができない委員の数は、第1項及び前項の委員の数に算入しない。
 - 7 医学部長は、委員会の審議及び意見の議決に参加してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会の同意を得たうえで、その会議に同席することができる。

(審査の手順)

第8条 医学部長は、研究責任者から研究実施又は継続の申請があった場合には、委員会に審査を依頼するとともに、提出された研究計画書等の審査資料を委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の審査依頼を受け、委員会を開催し、文書により医学部長に意見を述べるもの

とする。なお、本学に所属する研究者等の利益相反については、医学部臨床研究利益相反委員会の意見も踏まえるものとする。

3 医学部長は、委員会の意見を尊重し研究実施又は継続の適否を決定し、その結果を研究責任者に文書により通知するものとする。

(判定の区分)

第9条 委員会の審議結果に基づく判定は、次に掲げる区分により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 保留
- (6) 研究の停止
- (7) 研究の中止

(迅速審査)

第10条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員長及び委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 迅速審査は、委員会が審査内容を中立的かつ公正に審査できる者として指名する委員の2人以上により行うものとする。

3 迅速審査の判定は、前条の区分により行う。

ただし、委員会は、第1項に規定する迅速審査の要件を満たした研究についても、必要に応じて通常開催される会議で審議を行うことができる。

4 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告するものとする。

(再審査)

第11条 審査結果に異議がある場合には、通知を受けた日から原則として2週間以内に、国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則に係る書類様式等に関する申合せ（以下申合せという。）第3条第4号で定める異議申立て書に所用事項を記入し、異議の根拠となる資料を添付し、第8条の申請手続きの例により医学部長に提出するものとする。

2 医学部長は、前項の申請を受理したときは再度前2条の例により審査し、その結果を「申合せ」第3条第5号で定める異議申立てに対する通知書をもって申請者に通知しなければならない。

(審査資料の保管)

第12条 委員会は、審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了について報告される日までの期間、特定臨床研究に関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日（又は当該研究結果の最終公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日）の属する年度の末日まで保管するものとする。

2 委員会において保管する審査資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究に関する審査資料
- (2) 委員名簿
- (3) 会議の議事内容を記録した文書
- (4) その他委員会が必要と認めたもの

3 前項第3号の文書のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りではない。

（委員会に関する情報公開）

第13条 医学部長は、委員会の委員名簿、開催状況（開催場所、委員の出席状況、会議の開催時間及び審査内容を含む。）について、倫理指針第10の2(3)に掲げる倫理審査委員会報告システムに公表する。

（事務）

第14条 委員会の事務は、医学部事務部において処理する。

（雑則）

第15条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成24年5月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日制定）

この内規は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年10月5日制定）

この内規は、平成28年10月5日から施行し、平成28年10月1日から適用する。



既設の専攻との関係

東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科

東京医科歯科大学・マヒドン大学
国際連携医学系専攻(博士4年)

医学

東京医科歯科大学・チュロンコーン大学
国際連携歯学系専攻(博士5年)

歯学

東京医科歯科大学・チリ大学
国際連携医学系専攻(博士5年)

医学

医歯学専攻(博士4年)

医学 歯学 学術 数理医科学

生命理工医療科学専攻 (博士後期3年)

理学 工学 保健学

先制医歯理工学コース コース修了を付記

【4年制コース】

臨床統計・
バイオインフォマティクスプログラム

【3年制コース】先進医療デバイスIoT学プログラム

【3年制コース】疾患生命創薬科学プログラム

医歯理工保健学専攻(修士2年*) (*医療管理学は1年)

医療管理政策学コース

医療管理学 医療政策学

医科学 歯科学

グローバルヘルスリーダー養成コース

グローバル健康医学(MPH)

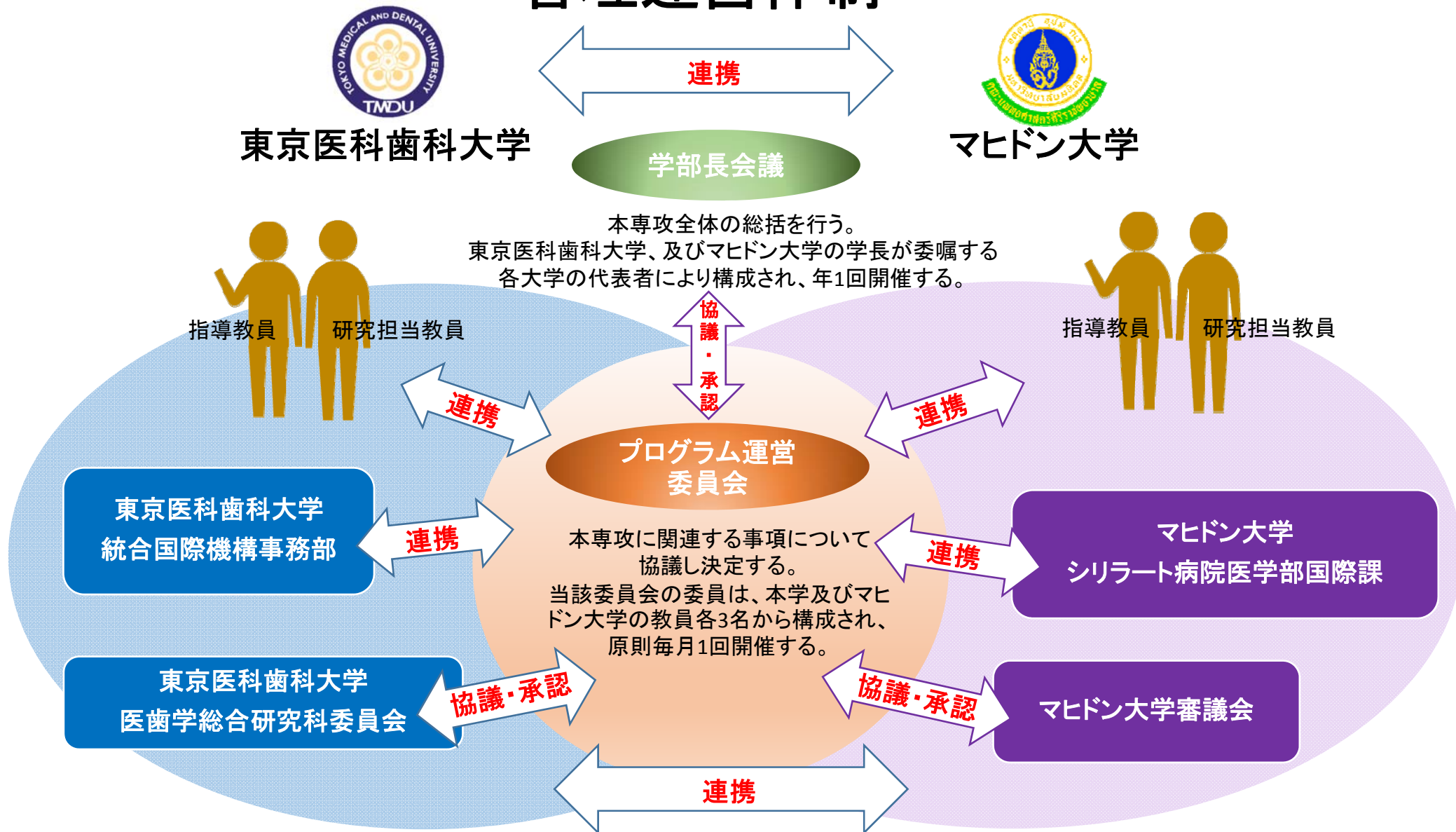
保健学 口腔保健学
理学

先制医療学コース

コース修了を付記

工学

東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻 管理運営体制



協定書を説明する資料

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
					参考資料
1. 教育課程の編成に関する事項					
○養成すべき人材像	-	次の高度専門医療人材を養成する。 (1) がんの治療に精通した外科学分野で活躍することのできる臨床医 (2) 社会のニーズに即応し得る高度な研究能力を有する医科学者 (3) 我が国やタイ国のみならずASEAN地域の医学・医療を牽引する指導者	-	協定書第7条	設置の趣旨を記載した書類「1.設置の趣旨及び必要性(3)養成する人材像」5頁参照
○教育課程の編成	-	(1) 双方の大学に学生が一定期間滞在する教育課程を編成する。 (2) 本専攻の教育課程は、「臨床基幹科目」、「臨床統計・情報医学関連専門科目」、「がん医療専門科目」、「研究基幹科目」、及び「研究実践と論文作成」の5つの科目区分から構成する。 (3) 「臨床基幹科目Ⅰ」は、「臨床基幹科目Ⅰ」を1年次に開講し、「臨床基幹科目Ⅱ」は2年次前期から4年次後期の間、開講する。 (4) 「臨床統計・情報医学関連専門科目」及び「がん医療専門科目」は、1年次から2年次の間、開講する。 (5) 「研究基幹科目」は1年次に開講する。 (6) 「研究実践と論文作成」は2年次前期から4年次後期の間、開講する。	-	協定書第8条	設置の趣旨を記載した書類「4.教育課程の編成の考え方及び特色」12頁参照
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法	-	超高齢社会に対応した疾病、特にがん治療のような集学的治療に携わる高度専門医療人材を養成することを目的とし、外科系専門分野及び外科系関連医学分野の高度な知識・技能及び研究能力を高める教育内容の博士課程教育を実施する。	-	協定書第9条	設置の趣旨を記載した書類「1.設置の趣旨及び必要性(6)研究対象とする中心的な学問分野」8頁参照
	-	(1) 学生の臨床及び研究を担当する主指導教員、副指導教員、及び研究担当教員は、学生の研究テーマを考慮のうえ、両大学が協議し適切に選任するものとする。 (2) 主指導教員は、学生の外科系専門分野における教員を学生が入学手続きを行った大学(以下「入学手続き大学」という。)から選任し、外科系専門分野の知識や考察力及び基本・応用技術を幅広く修得できるよう責任を持って臨床指導を行う。 (3) 副指導教員は、連携大学の教員から選任し、主指導教員と協力して学生の臨床指導を行う。 (4) 研究担当教員は、主・副を一名ずつ配置し、双方の大学がいずれかを担当する。主研究担当教員は、入学手続き大学または連携大学のいずれかの教員から選任し、学生の研究テーマの設定から学位論文に至るまでの一連の研究指導を責任をもって行う。副研究担当教員は、主研究担当教員と異なる大学の教員から選任され、主研究担当教員と協力し指導を行う。 (5) 研究指導は、対面式に加え多様なメディアを通じて行うことも可能とし、定期的に学生の研究進捗状況について両大学の指導教員が確認を行う。	-	協定書第10条	設置の趣旨を記載した書類「5.教員組織の編成の考え方及び特色」、「6.教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件」20頁参照
○共同開設科目(教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等)	-	(1) 「臨床基幹科目Ⅱ」を両大学による共同開設科目として開設し、自大学のみでは学ぶことのできない外科学に関する知識、学生の外科系専門分野以外の外科学に関する基本的な知識・技術、及び国際的な視野を身につけるための教育を行う。 (2) 本科目の実施には、両大学が有する症例、標本、教育・研究にかかるとの経験等の教育資源を十分に活用する。	-	協定書第11条	設置の趣旨を記載した書類「4.教員組織の編成の考え方及び特色」12頁参照

2. 教育組織の編成に関する事項					
○教職員の配置	-	本専攻の教員組織は、両大学の外科系専門分野及び外科系関連医科学分野の教育経験豊富な教員をはじめ、特に国際性に優れた教員を配置する。教員の配置は、収容定員及び開設授業科目数に応じて各国の法令に定める数の研究指導教員及び研究指導補助教員を適切に配置する。 また、本専攻に在籍する学生は入学手続き大学、及び連携大学の両大学に籍を置くことから、本専攻の事務処理を担当する事務組織を両大学にそれぞれ置き、両大学の事務職員が緊密に連携して調整を行い、本専攻の円滑な運営に努める。	-	協定書第12条	設置の趣旨を記載した書類「4.教員組織の編成の考え方及び特色」12頁参照
○受入可能学生数	-	入学定員は3名、収容定員は12名とする。	-	協定書第13条	設置の趣旨を記載した書類「9.入学選抜の概要」2)入学選抜の概要」36頁参照
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項					
○入学者の募集及び選抜の方法	-	学生の募集に当たっては、取得する学位、修了要件、教育内容、教育方法、タイムスケジュール、費用、学修ワークロード、奨学金や福利厚生等の学生支援等について十分な情報を事前に周知を行うものとする。	-	協定書第14条	設置の趣旨を記載した書類「9.入学選抜の概要」(4)周知方法」39頁参照
	-	本専攻に入学する者は以下のいずれの資格も満たす者とする。 (1) 外科系領域を専門とする医師 (2) GPA3.0以上の成績を修めた者、または両大学が出願審査を行い出願資格を認める者 (3) TOEFL iBT32点以上、PBT400点以上、IELTS3.0以上のいずれかの成績を志願日の直近の2年以内に取得した者	-	協定書第15条	設置の趣旨を記載した書類「9.入学選抜の概要」(2)入学選抜の概要」36頁参照
	-	(1) 入学選抜試験は、両大学が共同で実施する。 (2) 入学選抜試験は、書類審査、及び面接試験により行う。 (3) 入学選抜試験の日程や実施場所については両大学が協議により決定する。	-	協定書第16条	設置の趣旨を記載した書類「9.入学選抜の概要」(2)入学選抜の概要」36頁参照
○学位の審査(審査基準及び審査体制等)	-	(1) 学位審査は、両大学が共同で実施する。 (2) 両大学は、同等のレベルとなる審査員を確保するものとする。	-	協定書第21条	設置の趣旨を記載した書類「5.教員組織の編成の考え方及び特色」20頁参照
○学位授与(手続き、使用言及び学内規則の整備等)	-	(1) 修了にあたっては、日本の法令及びTMDUで規定された修得すべき単位数の修了要件を満たすほか、タイ国の法令及びMUで規定された単位数の修了要件を満たさなければならない。 (2) 本専攻を修了するためには、4年以上在籍し、所定の授業科目について72単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。 (3) 学位論文の成果または成果の一部は、査読制度のある国際学術雑誌に掲載済み、または掲載することが認められていなければならない。	-	協定書第20条	設置の趣旨を記載した書類「6.教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件」(5)修了要件」26頁参照
	-	(1) 両大学が連名により1枚の学位記を共同で授与する。 (2) 学位記に使用する言語は、日本語及び英語とする。 (3) 学位記は入学手続き大学が発行し、学生に手交する。	-	協定書第22条	設置の趣旨を記載した書類「3.研究科、専攻等の名称及び学位の名称」(2)学位の名称」11頁参照

4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項					
○学生の身分(学籍管理の取り扱い)	-	(1) 入学した者は、両大学に籍を置く。 (2) 両大学は、学籍簿を永久に保持する。	-	協定書第17条	設置の趣旨を記載した書類「14.学生への経済的支援に関する取組」43頁参照
○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)	-	(1) いずれかの大学が本専攻を終了しようとするときは、1年前までに予め相手大学に書面をもって申し出なければならない。 (2) 両大学は、いずれかの大学において本専攻の維持が困難になった場合に学生保護の観点から当該大学の責任の下、他専攻への転籍等の措置を講じることとする。	-	協定書第31条	設置の趣旨を記載した書類「10.管理運営」39頁参照
○学生納付金等の取扱い及び経費の配分	-	(1) 両大学は、本専攻に在籍する学生に対して過度な授業料等の負担がないよう配慮する。 (2) 授業料等は、両大学の協議によりそれぞれの大学が定め、入学手続き大学において徴収する。	-	協定書第26条	設置の趣旨を記載した書類「14.学生への経済的支援に関する取組」43頁参照
	-	本専攻の運営に係る経費の配分に関しては、両大学が協議し別途定める。	-	協定書第27条	設置の趣旨を記載した書類「14.学生への経済的支援に関する取組」43頁参照
	-	両大学は、学生の留学に伴う経済的負担について相応に配慮する。	-	協定書第28条第1項	設置の趣旨を記載した書類「14.学生への経済的支援に関する取組」43頁参照
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項					
○学生に対する奨学の措置及び厚生補導	-	(1) 両大学は、学生の留学に伴う経済的負担について相応に配慮する。 (2) 両大学は、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意する。 (3) 両大学は、その他、学生の福利厚生について適切に配慮する。	-	協定書第28条	設置の趣旨を記載した書類「14.学生への経済的支援に関する取組」43頁参照
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項					
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表	-	(1) 両大学は、本専攻の質を保証するため常設の委員会等を設置する。 (2) 両大学は、定期的に共同で自己点検・評価及び外部評価を実施し、その結果は英語により報告書にまとめ、学生及び社会に対し速やかにホームページ等で公表する。	-	協定書第24条	設置の趣旨を記載した書類「10.管理運営」39頁参照
その他					
○協定書内で使用する用語の定義	-	(2) 主指導教員は、学生の外科系専門分野における教員を学生が入学手続きを行った大学(以下「入学手続き大学」という。)から選任し、外科系専門分野の知識や考察力及び基本・応用技術を幅広く修得できるよう責任を持って臨床指導を行う。 (3) 副指導教員は、連携大学の教員から選任し、主指導教員と協力して学生の臨床指導を行う。	-	協定書第10条第2項、第3項	設置の趣旨を記載した書類「5.教員組織の編成の考え方及び特色」20頁参照
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在	-	(1) 両大学が共同で本専攻を運営し、教育・研究のためのカリキュラムや論文作成に必要な臨床及び研究指導を連携して実施する。なお、TMDUは日本における教育を、MUはタイ国における教育を担当する。 (2) 本専攻にかかる責任は、両大学が連帯して負うものとする。 (3) 学生指導については、主指導教員が責任を負う。 (4) いずれかの大学が担当する特定の授業や臨床及び研究指導の中で学生に事故が生じた場合は、両大学の協力の下、入学手続き大学がその損害賠償等の必要な対応をとるものとする。	-	協定書第23条	設置の趣旨を記載した書類「6.教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件」22頁参照
○知的財産権の扱い	-	本専攻において発明があった場合は、両大学はその発明及び発明者について連携大学に早急に伝えることとする。公表又は特許については両大学の協議により定め、書面上の同意なしに第三者に開示してはならない。	-	協定書第29条	-
○定期的な協議の場の設置	-	両大学の学長、あるいは両大学の学長により選任された者により構成される協議会を設置し、本専攻の実施にかかる重要事項等について協議する。本協議会は年1回以上開催する。	-	協定書第25条	設置の趣旨を記載した書類「10.管理運営」39頁参照

その他	○その他国際連携教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針	-	1. 専攻名 東京医科歯科大学・マヒドン大学 国際連携医学系専攻 2. 開設時期 2020年4月 3. 授与される学位 博士(医学) 4. 修業年限 4年(最大8年まで)とする。 5. 使用言語 英語 6. 学事歴及び学期 (1) 入学時期は4月とする。 (2) 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (3) 本専攻は二期制とし、次とおりとする。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで	-	協定書第1~6条	設置の趣旨を記載した書類「3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称」11頁参照
		-	単位については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義形式により行われる「臨床統計・情報医科学関連専門科学科目」、「がん医療専門科目」は15時間、演習科目である「臨床基幹科目」、「研究基幹科目」は30時間、実験・実習を伴う研究「研究実践と論文作成」は45時間をそれぞれ1単位とする。	-	協定書第18条	-
		-	(1) 授業科目の単位の認定は、その科目を開設する大学が行うものとする。ただし、両大学が共同で実施する共同開設科目については、両大学が共同で行う。 (2) 各授業科目の履修(単位)認定は、試験又は研究報告等、当該科目の開設大学が指定する評価方法に基づき、授業科目責任者が学期末又は学年末に行う。 (3) 両大学は、GPAや他の評価基準の導入によって、達成すべき基準を明確にする。本専攻における評価基準は別表1のとおりとする。 (4) 両大学の教員は、相互に学生の成績を確認するなど、透明性と客観性を確実にすることによって、厳格な成績評価を行う。	-	協定書第19条	設置の趣旨を記載した書類「6. 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件」22頁参照
		-	(1) 両大学は、各国の関係法令に従い必要な施設及び設備等を連携大学と協力して教育研究に支障のないよう備える。 (2) 学生は、両大学の施設・設備等の相互利用ができることとする。	-	協定書第30条	設置の趣旨を記載した書類「6. 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法及び修了要件」22頁参照
		-	本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、両大学が協議し、決定する。	-	協定書第32条	-

※協定書の複製に原本証明をして提出すること。また、協定書の和訳も参考資料として併せて添付すること。

※「連携外国大学」の欄について、複数の連携外国大学と協定書を締結する場合は、適宜、記載欄を増やして対応すること。